

令和 8 年度版

飛騨市暮らしに役立つ補助制度

令和 8 年 4 月 1 日現在

飛騨市では、「元気で、あんな、誇りの持てるふるさと飛騨市」の実現に向けて、皆様の暮らしに役立つ補助制度を設けています。

令和 8 年度に新設した補助制度を **新規**、拡充した補助制度を **拡充** と標記し、変更部分に下線が引いてあります。

各制度の詳細な内容は、各担当課までお問い合わせください。

※商工団体・事業者向けのより詳しい補助制度一覧を市ホームページでご覧いただけます。



HIDA CITY

飛騨市

目次

1. 産前・産後

| | |
|-------------------------------|----|
| 1.妊婦一般健康診査費助成事業 | 1P |
| 2.妊婦歯科健診費助成事業 | 1P |
| 3.妊婦通院費助成事業 | 1P |
| 4.産後ケアに関する助成事業 | 1P |
| 5.産後ケア事業訪問型無料利用券交付 | 1P |
| 6.多胎児家族支援事業 | 1P |
| 7.産婦健康診査費助成事業 | 2P |
| 8.特定不妊治療費助成事業 | 2P |
| 9.一般不妊治療費助成事業 | 2P |
| 10.不育症治療費助成事業 | 2P |
| 11.不妊・不育治療通院費助成事業 | 2P |
| 12.風しんワクチン予防接種費用助成事業 | 2P |
| 13.新生児聴覚検査費助成事業 | 3P |
| 14.妊婦のための支援給付金 | 3P |
| 15.子育て支援ヘルパー派遣助成事業 | 3P |
| 16.一か月児健康診査費助成事業 | 3P |
| 17.親子歯科健康診査事業 | 3P |
| 18.妊産婦医療費助成事業 | 3P |
| 19. 新規 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業 | 3P |

2. 子育て・教育

| | |
|--------------------------|----|
| 20.子ども予防接種費助成事業 | 4P |
| 21.児童・生徒就学援助制度 | 4P |
| 22.入園・入学準備品支援事業補助金 | 4P |
| 23.飛騨市育英基金貸付制度 | 5P |
| 24.飛騨市育英基金貸付生 U ターン就職補助金 | 5P |
| 25.子育て応援クーポン事業 | 5P |
| 26.出生祝い品プレゼント事業 | 6P |

3. 健康づくり・高齢者支援等

| | |
|----------------------------|----|
| 27.健康診査事業 | 6P |
| 28.歯周病検診事業 | 6P |
| 29.骨粗しょう症検診事業 | 6P |
| 30.がん検診事業 | 6P |
| 31.新規ピロリ菌抗体価検査 | 7P |
| 32.肝炎ウイルス検査 | 7P |
| 33.成人肺炎球菌ワクチン（20 価）接種費助成事業 | 7P |
| 34.骨髄移植ドナー助成事業 | 7P |
| 35.がん患者医療用ケア用品購入助成事業 | 7P |
| 36.帯状疱疹予防接種費用助成事業 | 8P |
| 37.国民健康保険インフルエンザ予防接種助成事業 | 8P |
| 38.国民健康保険人間ドック費用助成事業 | 8P |
| 39.通院支援タクシー助成事業 | 8P |
| 40.雪下ろしサポートセンター事業 | 8P |

| | |
|-------------------------------|-----|
| 41.家族介護応援手当事業 | 9P |
| 42. 新規 高齢者短期入所事業送迎助成事業 | 9P |
| 43. 拡充 補聴器購入補助事業 | 9P |
| 44.水洗式ポータブルトイレ購入費助成事業 | 9P |
| 45.いきいき住宅改善事業補助金 | 9P |
| 46. 拡充 いきいき地域生活応援事業 | 10P |
| 47.運転免許自主返納者への支援事業 | 10P |
| 48.ICT を活用した見守り機器購入費等の支援事業 | 10P |
| 49.高齢者世帯粗大ごみ等回収支援助成事業 | 11P |

4. 仕事

(1) 就職

| | |
|--------------------|-----|
| 50.就職奨励金 | 11P |
| 51.地域公共交通運転手再就職奨励金 | 11P |
| 52.勤労者生活安定資金融資制度 | 11P |

(2) 農林業

| | |
|---------------------------|-----|
| 53.雇用就農奨励金 | 12P |
| 54.農業研修生への米贈呈 | 12P |
| 55.農業研修生への支援金 | 12P |
| 56.就農形態に応じた支援金 | 12P |
| 57.農業研修生及び新規就農者に対する住居費の支援 | 12P |
| 58.中高年就農者支援事業費補助金 | 12P |
| 59.中高年就農者就農給付金 | 13P |
| 60.中高年就農者水稻応援事業費補助金 | 13P |

| | |
|---------------------------|-----|
| 61.がんばる農業応援事業費補助金 | 13P |
| 62.野生鳥獣による被害農地修復補助金 | 13P |
| 63.野生動物侵入防止施設補助金 | 13P |
| 64.小規模基盤整備事業補助金 | 14P |
| 65.鳥獣被害防止施設更新事業補助金 | 15P |
| 66.集落等による里山環境の維持保全活動支援交付金 | 15P |
| 67.集落等による生活環境保全林整備事業支援交付金 | 15P |
| 68.放任果樹等伐採事業補助金 | 16P |
| 69.狩猟者育成事業補助金 | 16P |
| 70.林業就業移住支援金 | 16P |
| 71.林業就業者家賃補助金 | 16P |
| 72.林業・木工技術者等修学資金の貸与 | 16P |
| 73.農畜水産物ブランド化支援事業補助金 | 17P |

(4) 医療・介護・福祉

| | |
|-----------------------------|-----|
| 74.飛騨市医療・介護総合人材バンク事業 | 17P |
| 75.地域若手医療・介護・福祉人材育成支援事業 | 17P |
| 76.医療・介護等学生の市内アルバイト及び実習奨励事業 | 18P |
| 77.新規医療・介護等学生の職場見学及び体験応援事業 | 18P |
| 78.看護師等修学資金貸付事業 | 18P |
| 79.介護福祉士資格取得修学生家賃補助事業 | 18P |
| 80.ケアマネ資格取得者受験支援事業 | 19P |
| 81.医師養成資金貸与事業 | 19P |
| 82.医療・介護等専門職 U・I ターン就職奨励金事業 | 19P |
| 83.医療・福祉専門職員就職準備金貸付事業 | 19P |

| | | |
|-----------------------------------|-------|-----|
| 84.医療・介護専門職賃貸住宅家賃補助事業 | | 19P |
| 85.専門分野外の学び及び資格取得推進事業 | | 20P |
| 86.病院薬剤師緊急確保対策支援事業 | | 20P |
| 87.医療・介護・福祉総合人材バンク登録者特別支援事業 | .. | 20P |
| 88.市内医療機関事業承継・運営安定化支援事業 | | 20P |
| 89.シニア介護職就職奨励金事業 | | 20P |
| 90.介護福祉士実務者研修費用支援事業 | | 21P |
| 91.ひとり親家庭介護職資格取得支援事業 | | 21P |
| 92.介護職員初任者研修費助成事業 | | 21P |
| 93.准看護師スキルアップ支援事業 | | 21P |
| 94.潜在看護師の職場復帰に向けた看護現場見学体験支援事業 | | 22P |
| 95.潜在看護師の市内医療・介護機関等アルバイト奨励事業 | . | 22P |
| 96.ケアマネ就職奨励金事業 | | 22P |
| 97.ケアマネの資格更新、キャリアアップ等研修支援事業 | | 22P |
| 98. 新規 介護事業所等における継続就労者への慰労 | | 22P |
| 99.たん吸引器の購入助成事業 | | 22P |
| 100.実務指導者研修受講支援事業 | | 23P |
| 101.子育て世代介護職員就職奨励金事業 | | 23P |
| 102.運転手就職奨励金事業 | | 23P |
| 103.私立保育園保育士U・Iターン就職奨励金事業 | | 23P |
| 104.私立保育園保育士賃貸住宅家賃補助事業 | | 23P |
| 105.ひとり親家庭自立支援教育訓練受講補助事業 | | 23P |

5. 住宅等

| | | |
|------|---------------------------------|-----|
| 106. | 拡充 住宅新築・購入支援助成金 | 24P |
| 107. | ひとり親家庭住宅支援事業 | 24P |
| 108. | 拡充 民間賃貸住宅建設促進補助事業 | 25P |
| 109. | 住宅・建築物等耐震化促進事業 | 25P |
| 110. | 飛騨市屋根雪下ろし命綱固定アンカー等設置補助金 | 26P |
| 111. | 建築物アスベスト対策事業補助金 | 26P |
| 112. | ブロック塀等撤去補助制度 | 26P |
| 113. | 景観形成地区建築物等助成制度 | 26P |
| 114. | 水洗便所等改造資金融資あっせん助成制度 | 26P |
| 115. | 拡充 合併処理浄化槽設置整備事業補助金 | 26P |
| 116. | 高齢者等屋根融雪等整備事業補助金 | 27P |
| 117. | 勤労者住宅資金融資制度 | 27P |
| 118. | 空家除却補助金（空家の取壊し補助） | 27P |
| 119. | 空き家等賃貸住宅改修事業補助金 | 28P |
| 120. | 結婚新生活支援助成金 | 29P |
| 121. | 家財道具処分費等補助金 | 29P |
| 122. | 省エネ家電製品買替補助金 | 30P |
| 123. | 次世代電気自動車購入助成金 | 30P |
| 124. | 太陽光発電設備等設置費補助金 | 30P |
| 125. | 新規 オストメイト用自宅トイレ便座改修事業補助金 | 31P |
| 126. | 家庭用生ごみ処理等購入補助金 | 31P |
| 再掲. | いきいき住宅改善事業補助金 | 31P |

6. 移住者支援

| | |
|--------------------------------|-----|
| 127.移住促進補助金 | 32P |
| 128.移住支援金 | 33P |
| 再掲.空き家等賃貸住宅改修事業補助金 | 34P |
| 再掲.結婚新生活支援補助金及び結婚祝品の贈呈 | 35P |
| 再掲.就職奨励金 | 35P |
| 再掲. 拡充 住宅新築・購入支援助成金 | 36P |
| 129.移住者への米贈呈事業（米 10 俵プロジェクト事業） | 36P |
| 130.移住者住宅取得等資金利子補給金 | 37P |

7. 行政区等/防災・防犯等

| | |
|--------------------------------|-----|
| 131.防災土育成事業補助金 | 37P |
| 132.自主防災組織活動支援補助金 | 37P |
| 133.防犯カメラ等設置補助金 | 37P |
| 134.感震ブレーカー設置補助金 | 37P |
| 135. 拡充 防犯灯改修補助金 | 38P |
| 136.防犯灯設置補助金 | 38P |
| 137.自治会等活動保険加入補助金 | 38P |
| 138.資源回収事業奨励金 | 38P |
| 139.水洗便所等改造資金特別助成金制度（集会施設） | 38P |
| 140.倒木・危険木処理事業補助金 | 39P |
| 141.飛騨市除雪サポーター事業ボランティア除雪燃料費助成金 | 39P |
| 142.飛騨市除雪サポーター事業除雪機械等購入補助金 | 39P |

| | | | |
|------|------------------------------|-------|-----|
| 143. | 拡充 飛騨市ロード・プレーヤーへの支援事業 | | 40P |
| 144. | 集落有集会施設整備事業補助金 | | 40P |
| 145. | 地域助け隊 ごみ出しサポーター制度 | | 41P |

8. まちづくり活動等

| | | | |
|------|------------------------|-------|-----|
| 146. | ふるさと納税活用まちの元気創出支援事業交付金 | | 41P |
| 147. | まちの元気応援事業助成金 | | 42P |
| 148. | やさしいまちづくり応援事業助成金 | | 42P |
| 149. | スポーツ振興事業補助金 | | 43P |
| 150. | 飛騨市ダイバーシティ推進補助金 | | 43P |

1. 産前・産後

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|------------------------------|---|---|---|-------------------------------|
| 1 | 妊婦一般健康 診査費助成事業 | お母さんと赤ちゃんの健康と安全な出産のため、妊婦の定期健診費用の一部を助成します。 | 市内に住所を有する妊婦 | 【助成額】 妊婦一般健康診査費 14 回分 | 古川町 保健センター 0577-73-2948 |
| 2 | 妊婦歯科健診費 助成事業 | 妊婦の歯周病を早期発見するため、歯科健診費用の一部を助成します。 | 市内に住所を有する妊婦 | 【助成額】 歯科健診費 3,500 円 (個人負担 500 円あり) | 古川町 保健センター 0577-73-2948 |
| 3 | 妊婦通院費助成 事業 | 妊婦の通院にかかる負担を軽減するため、通院費の一部を助成します。 | 次の要件を全て満たす方 ① 出産のため医療機関等に 7 回以上通院していた方 ② 市内に 1 年以上住所を有し、引き続き市内に居住される方 | 【上限額】 5,000 円～20,000 円 (条件によって助成額が異なります。また、医療上の理由により遠方の医療機関で健診を受ける必要が生じた場合は、別途費用を加算します。 詳細は右記担当課へお問い合わせください。) | 古川町 保健センター 0577-73-2948 |
| 4 | 産後ケアに関する 助成事業 | 産科医療機関への宿泊型や通所型、助産師が利用者宅を訪問する等産後ケア費用の一部を助成します。 | 出産後 1 年までの母親とお子さんで、市が必要と認めた方 (要事前相談) | 【助成額】 利用料の 9 割 (個人負担 1 割あり 100 円未満切捨) 【助成回数】 宿泊、通所助成回数：7 回 訪問：必要と認められる回数 | 古川町 保健センター 0577-73-2948 |
| 5 | 産後ケア事業訪問 型無料利用券交付 | 出産後、心身の不調や育児不安のあるお母さんが安心して子育てできるよう、無料で助産師が訪問し、お母さんとお子さんをサポートします。 | 1 歳までのお子さんを持つ母親 | 無料利用券 8 枚を交付 (無料利用券 1 枚当たり 1 時間の利用) | 古川町 保健センター 0577-73-2948 |
| 6 | 多胎児家庭支援事 業 | 妊娠・出産・育児が同時に 2 人以上となる多胎児家庭ならではの負担を軽減し、安心して出産・子育てができるよう、無料で多胎育児経験者等によるサポートを行います。 | 多胎妊婦又は 1 歳未満の多胎児を養育する保護者 (児の 1 歳の誕生日の末日まで) | 1 多胎児家庭 (妊娠から 1 歳まで) 15 回分 | 古川町 保健センター 0577-73-2948 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|-------------------------------|---|--|---|-------------------------------|
| 7 | 産婦健康診査費 助成事業 | 産婦健診の負担軽減のため、費用の一部を助成します。 | 市内に住所を有し、産婦健診（産後2週間及び産後1ヵ月）を受診された方 | 【上限額】産後2週間 5,000円 産後1ヶ月 5,000円 | 古川町 保健センター 0577-73-2948 |
| 8 | 特定不妊治療費 助成事業 | 特定不妊治療（体外受精顕微授精、男性不妊手術）の負担軽減のため、費用の一部を助成します。 | 特定不妊治療を受けた方で下記を全て満たす方 ① 市内に住所を有し、引き続き市内に居住する意思のある方 ② 医療保険に加入している方 ③ 指定する専門医療機関で治療された方 | 【上限額】30万円/回（通算10回まで） ※岐阜県特定不妊治療費助成事業の対象となる場合は、県への申請を先に行ってください。 詳細は、右記担当課にご確認ください。 | 古川町 保健センター 0577-73-2948 |
| 9 | 一般不妊治療費 助成事業 | 一般不妊治療（人工授精等）の負担軽減のため、費用の一部を助成します。 | 一般不妊治療を受けた方で下記を全て満たす方(男性不妊治療含む) ① 市内に住所を有し、引き続き市内に居住する意思のある方 ② 医療保険に加入している方 ③ 指定する専門医療機関で治療された方 | 【助成額】自己負担の1/2 【上限額】50,000円/年 (治療を開始してから連続する通算2年間) | 古川町 保健センター 0577-73-2948 |
| 10 | 不育症治療費助成 事業 | 不育症治療の負担軽減のため、費用の一部を助成します。 | 不育症治療を受けた方で下記を全て満たす方 ① 市内に住所を有し、助成金の交付申請をした日までに1年以上市内に居住している方 ② 引き続き市内に居住する意思のある方 ③ 医療保険に加入している方 ④ 指定する専門医療機関で治療された方 | 【助成額】自己負担の1/2 【上限額】30万円/回 | 古川町 保健センター 0577-73-2948 |
| 11 | 不妊・不育治療 通院費助成事業 | 特定不妊・不育治療の通院にかかる負担を軽減するため、通院費の一部を助成します。 | 特定不妊治療費助成事業（No.6）、または不育症治療費助成事業（No.8）の申請をされた方 | 【助成額】通院回数と通院距離に応じて算定 距離(km)×20円×回数×2(往復) 【上限額】10万円/1回の治療 | 古川町 保健センター 0577-73-2948 |
| 12 | 風しんワクチン予防 接種費用助成事業 | 生まれてくる赤ちゃんを「先天性風疹症候群」から守ることを目的として予防接種（任意予防接種）費用の一部を助成します。 | ① 妊娠を希望する女性及びその夫または同居者で風しん抗体価の低い方 ② 妊婦の夫または同居者で風しん抗体価が低い方 | 【上限額】8,000円/回 ※助成は一生に1回のみ | 古川町 保健センター 0577-73-2948 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|------------------------------|---|---|---|-------------------------------|
| 13 | 新生児聴覚検査費助成事業 | 聴覚障害を早期発見するため、検査費用の一部を助成します。 | 市内に住所を有する保護者が出産した新生児 | 【助成額】 3,700 円/回 | 古川町 保健センター 0577-73-2948 |
| 14 | 妊婦のための支援給付金 | 国の制度として、妊婦の産前産後期間における負担を軽減し、妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的に、妊婦支援給付金を支給します。 | 申請日において市内に住所を有する妊婦又は産婦 | 【助成額】 ①妊娠時：50,000 円 ②出産前後：胎児の数×50,000 円 | 古川町 保健センター 0577-73-2948 |
| 15 | 子育て支援ヘルパー派遣助成事業 | 母親が産前産後の体調不良等のため、家事や育児を行うことが困難な家庭に、家事や育児を行う子育て支援ヘルパー派遣にかかる費用の一部を助成 | 妊娠中または産後 1 歳までの子を持つ保護者で、家事や育児が困難であり、かつ日中家族等の援助者がいない方（児の 1 歳の誕生日まで） | 【助成回数】 1 回の出産につき、原則 20 回まで（自己負担額は 1 時間あたり 300 円） | 古川町 保健センター 0577-73-2948 |
| 16 | 一か月児健康診査費助成事業 | 疾病の早期発見、早期治療及び健康増進を図ることを目的に、医療機関で受ける一か月児健康診査の費用の一部を助成します。 | 市内に住所があり、1 か月児健康診査を受診した児の保護者 | 【助成額】 6,000 円 【助成回数】 児 1 人あたり 1 回 | 古川町 保健センター 0577-73-2948 |
| 17 | 親子歯科健康診査事業 | 乳幼児とその保護者の歯周疾患を早期に発見するため、無料で受診できる親子歯科健診を実施します。 | 生後 9 か月から 1 歳 7 か月までの乳幼児及び父又は母のいずれか | 【助成額】一人あたり 4,500 円（親子で 9,000 円） 【助成回数】一人あたり 1 回まで | 古川町 保健センター 0577-73-2948 |
| 18 | 妊産婦医療費助成事業 | 安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、母子の健康の保持増進を図ることを目的として、妊産婦が負担する医療費の一部を助成します。 | 医療機関等受診日時時点で市内に住所があり、母子健康手帳の交付月の 1 日から出産した月の翌月末日までの妊産婦（福祉医療受給者は対象外） | 【助成額】 保険診療にかかる自己負担分（ただし、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額の助成は行いません。） | 市民保険課 0577-73-7464 |
| 19 | 新規 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業 | 多胎妊婦の経済的支援と安全の確保を目的とし、5 回分の妊婦健康診査受診券を配布します。 | 母子健康手帳交付時に多胎と診断された方 | 【助成回数】多胎妊婦一人につき、5 回まで助成 | 古川町 保健センター 0577-73-2948 |

2. 子育て・教育

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 | | | | | | | | | | |
|--------------------|-----------------|---|---|--|--------------------------------|------|--------------|---------|------------------|---------|------------------|---------|--------------------|---------|------------------------|
| 20 | 子ども予防接種費助成事業 | 次世代を支える子どもを病気から守り、子どもの健康維持及び健やかな成長を支援することを目的におたふくかぜと季節性インフルエンザの任意予防接種費用の一部を助成します。 | 【おたふくかぜ】 1歳～中学3年生 【季節性インフルエンザ】 妊婦/生後6か月～高校3年生相当 いずれも接種当日、市内に住所を有する方 | 【助成回数・助成額】 ・おたふくかぜ：2,700円/回 (一生涯につき1回のみ) ・季節性インフルエンザ (下記のいずれかを年度ごとに助成) «不活化ワクチン»：2,200円/回 生後6か月～12歳まで：2回 妊婦及び13歳～高校3年生相当：1回 «経鼻弱毒性ワクチン»：4,400円 2歳～高校3年生相当：1回 | 古川町 保健センター 0577-73-2948 | | | | | | | | | | |
| 21 | 児童・生徒就学援助制度 | 小中学校に就学する上で、経済的理由等により、学校での学習に必要な費用の支払い等が困難な方に対して、その費用の一部を助成します。 | 飛騨市内に住所を有し、小中学校に在学する児童・生徒の保護者で、下記条件に該当する方 ① 生活保護を受給の方 ② 市民税が非課税の方 ③ 国民年金又は国保料減免の方 ④ 児童扶養手当受給の方 他 | 【援助対象項目】 学用品費・通学用品費・体育実技用具費・新入学用品費・クラブ活動費・学校給食費・修学旅行費・校外活動費・生徒会費・PTA会費・卒業アルバム代等 (各費用に上限額あり) | 教育委員会 学校教育課 0577-73-7494 | | | | | | | | | | |
| 22 | 入園・入学準備品支援事業補助金 | 子育て世代の経済的負担の軽減や子育て環境の充実を図るため、学生服や教科書など準備品の購入等に活用していただけるよう、保育園、小学校、中学校、高等学校等へ入園、入学を迎える子を持つ市内の保護者等に支援金を支給します。 | 【令和9年度に入園・入学する児童の保護者】 【交付対象者】 市内に住所がある令和9年度に年少、または小学校、中学校、高等学校などの第一学年に入学生を迎える子の保護者。 ■手続きについて 対象者に案内を送付いたしますので、案内に沿って申請してください。 | 【交付対象児・支援金額・推奨用途】 令和9年度に、 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fff9c4;">交付対象児</th> <th style="background-color: #fff9c4;">支援金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年少児として入園する児童</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>小学校等1年生として入学する児童</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>中学校等1年生として入学する児童</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>高校等1年生として入学する児童(※)</td> <td>40,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※ ひとり親世帯については2万円を加算 ○推奨用途 保育園：通園バッグ、スモック、昼寝用ふとん など 小学校：ランドセル、体操服、算数セット など 中学校：制服、体操服、通学用かばん など 高校等：制服、教科書、タブレット端末 など | 交付対象児 | 支援金額 | 年少児として入園する児童 | 10,000円 | 小学校等1年生として入学する児童 | 20,000円 | 中学校等1年生として入学する児童 | 60,000円 | 高校等1年生として入学する児童(※) | 40,000円 | 子育て応援課 0577-73-2458 |
| 交付対象児 | 支援金額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 年少児として入園する児童 | 10,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 小学校等1年生として入学する児童 | 20,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 中学校等1年生として入学する児童 | 60,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 高校等1年生として入学する児童(※) | 40,000円 | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|---------------------|--|--|---|---|
| 23 | 飛騨市育英基金貸付制度 | 市では、能力があるにもかかわらず経済的理由により就学が困難な状況の学生等に、奨学金を無利子で貸与することにより、市の将来を担う人材育成を図ります。また、育英基金の貸付を申請された方のうち、ひとり親世帯や生活保護世帯など、特に所得の低い世帯への育英基金貸付者に対し、貸付金の償還を全額または半額を免除することで、貸付生の返還負担の軽減を図ります。 | <p>【貸付制度対象者】</p> <p>① 保護者等が市内に住所を有し、かつ市税等の滞納がない方 ② 学業成績が優秀な方 ③ 世帯（親権者等）の所得合計が基準以下の方 ④ 高等学校以上の学校に在学している方、または進学が決まっている方 ⑤ 選考委員会により選考された方</p> <p>【償還免除対象者】</p> <p>飛騨市育英基金貸付者の内、下記①～③のいずれに該当し、かつ、市が定める所得要件に該当する方 ① ひとり親世帯 ② 低所得者世帯 ③ 生活保護世帯</p> | <p>【貸付期間】 当該学校の正規の修業年限</p> <p>【貸付月額】</p> <p>① 大学(短期大学及び大学院等)、高等専門学校及び専修学校、 選考委員会が認めた学校：月 60,000 円以内 ただし免除対象者：月 50,000 円以内</p> <p>② 高等学校：月 20,000 円以内</p> <p>●免除対象の概要</p> <p>【全額免除】 卒業後、飛騨市の住民となり就労している方</p> <p>【半額免除】 卒業後、飛騨市以外の住民となり飛騨市外で就労している方</p> <p>※償還期間の短縮不可</p> | <p>教育委員会 教育総務課 0577-73-7493</p> |
| 24 | 飛騨市育英基金貸付生Uターン就職補助金 | 子育て世帯の高等学校以降の進学に伴う経済的負担の軽減と卒業後の若者の地元定着を後押しするため、学校を卒業後 U ターン就職した飛騨市育英基金貸付生の償還額の半額を助成します。 | <p>【償還補助対象者】</p> <p>飛騨市育英基金貸付者のうち、卒業後、飛騨市の住民となり就労している方</p> | <p>●補助対象の概要</p> <p>当該年度償還額の半額 上限額 30 万円</p> | <p>教育委員会 教育総務課 0577-73-7493</p> |
| 25 | 子育て応援クーポン事業 | 物価高騰の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯に対し、こどもたちの健やかな成長を応援するため、子育て世帯応援ポイント（または商品券）を増額して支給し、経済的負担の軽減を図ります。 | <p>【対象者】</p> <p>市内に住所を有する、1 歳～18 歳までの対象児の保護者</p> <p>【対象児】</p> <p>令和 8 年 5 月 1 日（基準日）に市内に住所がある、令和 8 年度に 1 歳から 18 歳までの誕生日を迎える児童</p> | <p>交付対象児 1 名につき、10,000 円分の「子育て世帯応援ポイント（※1）」または「市内商工団体の商品券の引換券（※2）」</p> <p>※1 飛騨市子育て世帯応援ポイントは、飛騨信用組合が提供するさるぼぼポイントの一種で、さるぼぼコインアプリに直接付与します。</p> <p>※2 市内商工団体の商品券は、神岡商店会連合会または古川町商工会の発行する商品券が選択でき、市が交付する引換券を各商工団体の窓口で商品券に引き換えます。</p> | <p>子育て応援課 0577-73-2458</p> |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|------------------|---|-------------------------------------|--|------------------------|
| 26 | 出生祝い品 プレゼント事業 | 市内に生まれた新生児のお祝いと家族への応援をするため、コープぎふとの連携事業として、赤ちゃんグッズを市からプレゼントします。(飛騨市ウェルカムベビーボックス) | 市内に住所を有し、令和8年4月以降に出生した新生児を持つ家庭(保護者) | 赤ちゃん向けグッズが入った「飛騨市ウェルカムベビーボックス」を、コープぎふの「ハピハピボックス」と一緒に宅配します。 | 子育て応援課 0577-73-2458 |

3. 健康づくり・高齢者支援等

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 | | | | | | | | | | | | |
|--------------|------------|--|---|---|-------------------------------|-------|-------|-----|-------|------|-------|--------------|-------|-------------|--------|--|-------------------------------|
| 27 | 健康診査事業 | 生活習慣病等の早期発見及び予防に努め、市民の健康増進を図ることを目的に行います。 | 市内に住所を有し、年度末年齢が次の方 ①15歳(中学3年生)以上39歳以下の方 ②75歳の方 ③40歳以上の生活保護受給者の方 | 市が実施する健診費の助成(一部自己負担あり) 【自己負担額】 15歳～19歳、生活保護受給者：無料 20歳～39歳、75歳：500円 | 古川町 保健センター 0577-73-2948 | | | | | | | | | | | | |
| 28 | 歯周病検診事業 | 特定年齢の方に対し歯周病検診事業を実施することにより、歯周病の進行を抑制して、歯の喪失を予防し、健康で快適な生活が送れるよう支援します。 | 市内に住所を有し、年度末年齢が20歳、30歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方 | 市が実施する歯科検診費の助成 (一部自己個人負担500円あり) | 古川町 保健センター 0577-73-2948 | | | | | | | | | | | | |
| 29 | 骨粗しょう症検診事業 | 特定年齢の女性に実施することにより、骨折の予防、啓発を行います。 | 市内に住所を有する年度末年齢が30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳の女性 | 市が実施する検診費の助成 (一部自己負担500円あり) | 古川町 保健センター 0577-73-2948 | | | | | | | | | | | | |
| 30 | がん検診事業 | がん検診の受診促進を図り、がんの早期発見と正しい健康知識の普及浸透を図ります。 | 市内に住所を有し、年度末年齢が次の方 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>対象健診</th> <th>年度末年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子宮頸がん</td> <td>20歳以上</td> </tr> <tr> <td>乳がん</td> <td>40歳以上</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>40歳以上</td> </tr> <tr> <td>胃がん(エックス線検査)</td> <td>40歳以上</td> </tr> <tr> <td>胃がん(胃内視鏡検査)</td> <td>50～76歳</td> </tr> </tbody> </table> | 対象健診 | 年度末年齢 | 子宮頸がん | 20歳以上 | 乳がん | 40歳以上 | 大腸がん | 40歳以上 | 胃がん(エックス線検査) | 40歳以上 | 胃がん(胃内視鏡検査) | 50～76歳 | 市が実施する検診費を助成 (一部自己負担あり) ・子宮頸がん・乳がん・胃がん(バリウム)検診 1,000円 ・胃がん(胃内視鏡検査)検診 4,000円 ※下記は無料 ・子宮頸がん検診20歳、25歳(令和8年まで) ・40歳の乳がん検診・大腸がん検診・胃がん(バリウム)検診 | 古川町 保健センター 0577-73-2948 |
| 対象健診 | 年度末年齢 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子宮頸がん | 20歳以上 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 乳がん | 40歳以上 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大腸がん | 40歳以上 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 胃がん(エックス線検査) | 40歳以上 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 胃がん(胃内視鏡検査) | 50～76歳 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|-------------------------|--|---|--|-------------------------------|
| 31 | 新規 ピロリ菌抗体価検査 | ピロリ菌保有の有無を調べ、除菌治療につなげることで、将来の胃がん発症リスクの低減につなげることを目的に行います。 | 市内に住所を有し、年度末年齢が 40 歳～49 歳の方 | 市が実施する検診費の助成（一部自己負担あり） ＜自己負担額＞ 1,000 円 ※検査回数は対象年齢期間に 1 回のみ | 古川町 保健センター 0577-73-2948 |
| 32 | 肝炎ウイルス検査 | 肝炎ウイルス陽性者を早期に発見し、早期治療につなげることでウイルス性肝炎の重症化予防を図ることを目的に行います。 | 市内に住所を有し、年度末年齢が 40 歳以上の方で、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方 | 市が実施する検診費の助成（自己負担なし） ※検査回数は一生涯に 1 回のみ | 古川町 保健センター 0577-73-2948 |
| 33 | 成人肺炎球菌ワクチン（20 価）接種費助成事業 | 肺炎球菌に起因する肺炎の発病及び重症化を予防し、高齢者等の健康の保持増進を図るため、任意成人肺炎球菌ワクチン予防接種費用の一部を助成します。 | 市内に住所を有し、次に該当する方 （※ただし、過去に定期で成人用肺炎球菌ワクチン予防接種を受けた方は除きます） ① 接種日において 75 歳以上の方 ② 慢性疾患等で肺炎球菌感染による危険度が高く、医師が必要と認めた方 | 【上限額】 5,500 円 【助成回数】 一生涯に 1 回のみ | 古川町 保健センター 0577-73-2948 |
| 34 | 骨髄移植ドナー助成事業 | ドナー登録の普及を図るため ① ドナー登録者が骨髄移植のために仕事を休まなければならない検査通院や入院に対して助成します。 ② ドナーを雇用している事業所に対しても助成します。 | ① 日本骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業による移植用骨髄等の提供者（ドナー登録者） ② ドナーの骨髄等の提供が完了した日に、ドナーを雇用している事業所 | 認定施設への通院・入院に要する経費を助成 【上限】 ① 1 日当たり 20,000 円、最長 7 日間 ② 1 日当たり 10,000 円、最長 7 日間 | 古川町 保健センター 0577-73-2948 |
| 35 | がん患者医療用ケア用品購入助成事業 | がん患者の皆様の治療と就労や社会参加の両立を支援するため、補整具等購入費用の一部を助成します。 | 【対象者】 次の要件を全て満たす方 ・ 購入日及び申請時に飛騨市内に住所を有する方 ・ がんの治療を受けた方または現に受けている方 ・ がんの治療に伴う脱毛、乳房の切除等で、補整具が必要となった方 ・ 申請する補整具等について、他の助成金の交付を受けていない方 | ① 医療用ウィッグ 装着に必要な頭皮保護用ネットを含む購入費 【上限額】20,000 円（千円未満の端数切捨て） ② 乳房補整具購入費 乳房補正具のカバーを含む（固定用の専用下着は対象）購入費 【上限額】20,000 円（千円未満の端数切捨て） ③ 入浴着 【上限額】3,000 円（百円未満の端数切捨て） | 古川町 保健センター 0577-73-2948 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 | | | | | | | | |
|----------------|------------------------------|---|---|---|-------------------------|--|----|-------|-----------|--------------------|----------------|---------------------|-------------------------------|
| 36 | 带状疱疹予防接種費用助成事業 | 带状疱疹発症による带状疱疹後神経痛や合併症等を予防することを目的として、予防接種（任意予防接種）費用の一部を助成します。 | 接種日現在、50歳以上の方もしくは、18歳～50歳未満で带状疱疹に罹患するリスクが高く、予防接種の必要があると医師が認めた方（過去に带状疱疹定期接種を受けたことがある場合は除く。） なお、18歳～50歳未満の方は、带状疱疹（組み換え）ワクチンに限ります。 | <table border="1"> <tr> <th colspan="2">【上限額】</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>上限・回数</th> </tr> <tr> <td>水痘（生）ワクチン</td> <td>4,000円/回 （1回まで）</td> </tr> <tr> <td>带状疱疹（組み換え）ワクチン</td> <td>11,000円/回 （2回まで）</td> </tr> </table> <p>【助成回数】 一生涯のうち、上記の回数のいずれか一方のみ</p> | 【上限額】 | | 種類 | 上限・回数 | 水痘（生）ワクチン | 4,000円/回 （1回まで） | 带状疱疹（組み換え）ワクチン | 11,000円/回 （2回まで） | 古川町 保健センター 0577-73-2948 |
| 【上限額】 | | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 上限・回数 | | | | | | | | | | | | |
| 水痘（生）ワクチン | 4,000円/回 （1回まで） | | | | | | | | | | | | |
| 带状疱疹（組み換え）ワクチン | 11,000円/回 （2回まで） | | | | | | | | | | | | |
| 37 | 国民健康保険インフルエンザ予防接種助成事業 | 国民健康保険被保険者の疾病を予防するため、季節性インフルエンザの予防接種費用の一部を助成します。 | 接種日現在において、次に該当する飛騨市国民健康保険の被保険者（市における他の予防接種助成制度対象となる方を除く） ・満50～64歳の方 ※市内の医療機関で予防接種を受けた場合に限り | 【助成額】 2,200円 | 市民保険課 0577-73-7464 | | | | | | | | |
| 38 | 国民健康保険人間ドック費用助成事業 | 国民健康保険被保険者の疾病の予防・早期発見（治療）のため、人間ドック受診費用の一部を助成します。 | 受診日現在において、次の全てに該当する飛騨市国民健康保険の被保険者 ① 満年齢が35歳以上であること ② 国民健康保険料を完納していること ③ 同一年度内に特定健診を受診していないこと ④ 人間ドックの検査結果を市に提供できること ⑤ 検査結果により特定保健指導の対象となるときは、市保健師による指導を受けること ※人間ドック受診前に、市へ「助成申込書」の提出が必要です。 | 【助成額】 16,000円 | 市民保険課 0577-73-7464 | | | | | | | | |
| 39 | 通院支援タクシー助成事業 | 市内の公共交通網を補完するため、古川町内または神岡町内の医療機関を受診した際のタクシー代の一部を支給します。 | 70歳以上の高齢者や身体障がい者手帳所持者で古川町内または神岡町内の医療機関を受診した後に、タクシーを利用される方 ・対象医療機関：古川町内医療機関（10機関） 神岡町内医療機関（5機関） ・対象タクシー会社：飛騨市内でタクシーを経営する事業者（4社） | 1回の受診につき「タクシー助成券（400円分）」を1人当たり1枚、対象医療機関窓口にて支給します。 | 総務課 0577-73-7461 | | | | | | | | |
| 40 | 雪下ろしサポートセンター事業 | 高齢者世帯等の雪害防止と生活の安全を確保するため、雪下ろしサポートセンターを総合窓口として開設し、雪下ろし作業及び雪下ろし費用の補助金申請までをワンストップで担うことにより、高齢者世帯の負担軽減を図っています。 | 自宅の屋根雪下ろし、雪下ろし後の除排雪が困難な世帯で、近親者による雪下ろしの援助を受けることができない低所得世帯（市民税非課税又は均等割）で、次のいずれかに該当する世帯 ・満65歳以上のみの方の世帯 ・世帯主が身体障害者手帳（4級以上）、療育手帳（B1以上）又は精神障害者保健福祉手帳（3級以上）を所持している世帯 ・世帯主が要介護3以上の方の世帯 ・18歳未満の児童を現に扶養している母子世帯 | 要件を満たすものとして事前に登録された方のお宅における年間50,000円分までの雪下ろしを「雪下ろしサポートセンター（吉城建設業協会）」が指定する建設業者等が実施します。 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 | | | | | | | | |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|------------------------------------|--|--|---|--|
| 41 | 家族介護応援 手当事業 | 在宅介護を家族によるインフォーマルケア（介護保険や公共サービスに該当しない支援）に対する給付と位置づけ、介護応援手当を交付します。 | ① 同一世帯の要介護3以上の要介護者を在宅で介護する方 ② 上記の方で、乳幼児の保護者や、要介護2以下の要介護者又は障がい者のケアを併せて行っている方 | 【交付額】 ①10,000円/月 ②[①]に5,000円/月を加算 | 地域包括ケア課 0577-73-7469 |
| 42 | 新規 高齢者短期入所事業 送迎助成事業 | ショートステイ事業者の送迎提供範囲外に居住する利用者が、利用する際の送迎手段確保を目的に、タクシーや、移送サービスなどの福祉有償運送に要する費用に対し、助成金を交付します。 | 本市に住所を有し、要介護又は要支援と認定された方で、自宅が利用しようとするショートステイの送迎提供範囲外であり、タクシーや、移送サービスなどの福祉有償運送による送迎でサービス利用する方。 | 市が送迎する事業者に助成金を出すことにより、送迎にかかる一部の自己負担（片道概ね200～600円程度）で利用できます。 利用については右記、又は担当のケアマネージャーに相談してください。 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 43 | 拡充 補聴器購入補助事業 | 高齢者が安心して外出できるよう補聴器購入費用の一部を支給します。 | 購入時に満65歳以上で、中等度（40db以上70db未満）の難聴の方が市内の販売店で購入したものであること ※障がい者の補装具給付制度の対象とならない中等度難聴者が対象となります。 ※1回目の申請から5年以上経過した方に限り、補聴器の更新購入も補助対象とします。 | 【支給額】 補聴器購入費の1/2 【上限額】 50,000円 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 44 | 水洗式ポータブルトイレ購入費助成事業 | 在宅介護において、要介護者の自尊心を守り、介護者の排泄介助の負担軽減に寄与する水洗ポータブルトイレの導入促進を図るため、介護保険の福祉用具購入費の保険給付について、法定基準に市で上乗せして給付を行います。 | 要介護者及び要支援者の在宅介護において、水洗ポータブルトイレを設置された方（ケアマネがケアプランに位置付けた場合） | 福祉用具購入費用は、通常、1人年間10万円までが保険給付の対象となりますが、飛騨市では1人年間50万円までを保険給付の対象としています。 水洗式ポータブルトイレ購入額のうち50万円までは、所得に応じて、その購入額の9割、8割又は7割を介護保険で負担します。 | 地域包括ケア課 0577-73-7469 |
| 45 | いきいき住宅改善 事業補助金 | 要介護高齢者等又は重度身体障がい者と同居する世帯に対し、住宅改善の資金を助成します。 在宅での自立生活の促進や家族の負担軽減、居住環境の向上を図ります。 | 当該世帯の生計中心者における前年度所得税課税年額が7万円以下で、次のいずれかに該当する方 ・65歳以上の在宅要介護高齢者（障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準のランクA、ランクB若しくはランクCに該当する方） ・認知症高齢者の日常生活自立度判定基準のランクII a以上に該当する方（ただし、65歳未満は初老期認知症該当の方） ・6歳以上の身体障害者手帳所持者で、下肢、体幹若しくは視覚に1級又は2級の障害を有する方 | 【上限額】75万円 （介護保険給付分を含む） （重度障がい者日常生活用具給付分を含む） | 地域包括ケア課 0577-73-7469 総合福祉課 0577-73-7483 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|--|--|--|--|-------------------------|
| 46 | 拡充 いきいき地域生活 応援事業 ① いきいき券コース ② バス利用券コース ③ あんきな外出コース ④ いつまでも健康コース ※①②③④コースから選択 | ① いきいき券コース 地域の民間サービス等の活用を通じ、高齢者等の健康増進、自立した生活の支援を目的とし、温浴施設・タクシー・福祉有償運送・鍼灸マッサージ治療院・宅配弁当・市営バス「ひだまる」・粗大ごみ戸別収集・訪問美容・スキー場施設・市内の民間スポーツジム・市内の移動販売車・灯油宅配サービス・石油製品店頭販売の利用料金の一部を助成します。 ② バス利用券コース 市内で運行されている濃飛バス、ひだまるで利用可能なバス運賃の一部を助成します。 ③ あんきな外出コース 一人ひとりの身体状況に応じて外出支援器具の購入費助成を行います。 ④ いつまでも健康コース 元気づくりに関心のある元気な高齢者を対象に健康増進器具を支給します。 | 次のいずれかに該当する方（※①②③④コースから選択） ・満70歳以上の方 ・身体障害者手帳の交付を受けた方 ・療育手帳の交付を受けた方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方 ・要介護、または要支援と認定された方 | ① いきいき券コース 年間 100円×45枚 年度中に1回のみ （※①②③④コースから選択） ② バス利用券コース 年間 100円×48枚 年度中に1回のみ （※①②③④コースから選択） ③ あんきな外出コース ・ショッピングカート（キャリーカート） 又はシルバーカート（押し車） 実額の1/2【上限 10,000円】 ・伸縮ステッキ、 <u>自転車用ヘルメット</u> 実額【上限 4,500円】 （※①②③④コースから選択） ④ いつまでも健康コース ・活動量計（万歩計） ・ウォーキングポール 1セット ・血圧計 ・塩分測定器 ※ノルディックウォーキング講座やクアオルト講座へ参加すれば、まめとく健康ポイントの対象になります。 （※①②③④コースから選択） | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 47 | 運転免許自主返納者への支援事業 | 自ら運転免許を返納される方に対し、タクシーやひだまる等で使用できる、いきいき地域生活応援事業「いきいき券」若しくは市内で運行されているバスで利用できるバス利用券を、通常の支給に追加して支給します。 | 70歳以上で自ら運転免許を返納された方 | 返納した日の属する年度から3年間、いきいき券（100円券×45枚分）もしくはバス利用権（100円券×60枚分）を支給します。（年度単位で選択可） | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 48 | ICTを活用した見守り機器購入費等の支援事業 | 見守られながらいつまでも安心して暮らし続けることができるよう、ICTを活用した見守り機器の購入費用等の一部を補助します。 | ①70歳以上の一人暮らし高齢者 ②75歳以上のみで構成される世帯 ③一人暮らしで重度の障害がある方 | 【補助額】 ICTを活用した安否確認やコミュニケーションなどの見守り機能を備えた機器の購入費及び設置に係る費用1/2（上限 20,000円） | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|---------------------------|--|-------------------|---|---------------------|
| 49 | 高齢者世帯粗大ごみ等回収支援助成事業 | 70歳以上の高齢者世帯を対象に、(有)吉城環境管理センター及び(株)神岡衛生社が提供する粗大ごみ等の有料回収サービスの利用料金を助成します。 | 70歳以上の高齢者世帯（独居含む） | 【助成額】利用1回当たり1,000円（上限） （1世帯当たり1年度3回まで） | 環境課 0577-73-7482 |

4. 仕事

(1) 就職・生活安定資金支援等 ※他市内商工団体・事業者等を対象とした補助制度は別途ありますので、直接商工課へお問い合わせください。

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|------------------------|---|---|--|---------------------|
| 50 | 就職奨励金 | 市内企業における雇用の確保を図る目的で市内の事業所に就職(学卒・U I ターン就職者)された方に対し、奨励金を交付します。 | 市内事業所に3年以上常用労働者として勤務し、引き続き本市民である意思を持ち、以下のいずれかに該当する方 ①学卒者等就職者…中学校、高等学校、大学、各種学校及び職業訓練所を卒業又は中退後、3年以内に飛騨市民として就職した方 ②U I ターン就職者…本市に転入する前に市外事業所で常用労働者として1年以上雇用されており、市内事業所に就職してから3年経過し、就職時の年齢が満45歳以下の方 | 【交付金額】奨励金 70,000円 | 商工課 0577-62-8901 |
| 51 | 地域公共交通運転手再就職奨励金 | 飛騨市の公共交通網の確保維持を図るため、市内旅客自動車運送事業者に再就職された方に対し奨励金を交付します。 | 市内に本店や営業所を有する路線バス、貸切バス、タクシー等の運送事業者に再就職された方で、以下の要件をすべて満たす方。 ①市内に住所を有していること ②再就職以前に、大型一種運転免許又は第二種運転免許（大型、中型、普通のいずれか）を取得していること ③再就職してから引き続き6ヶ月以上勤務していること | 【交付金額】奨励金 50,000円 | 総務課 0577-73-7461 |
| 52 | 勤労者生活安定資金融資制度 | 市内居住の勤労者に生活安定資金(調達が一時的に困難な資金)を融資することで生活安定を図り、住民福祉の向上を図ります。 | 次の要件を全て満たす方 ①1年以上市内に居住している勤労者で、同一事業所に1年以上継続勤務している20歳以上の方 ②前年収入が150万円以上400万円以下で自営業者でない方 【資金使途】教育・医療・介護・出産・育児・自動車関係資金 | 【融資限度額】200万円以内/世帯 【償還期間】 教育 15年以内 ①医療・介護・自動車 10年以内 ②出産・育児 5年以内 【利率等】 ・東海ろうきんの店舗表示金利より0.3%引き下げ ・保証料は東海ろうきんが全額負担・担保不要 | 商工課 0577-62-8901 |

(2) 農林業

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|-------------------------------|---|---|---|-----------------------|
| 53 | 雇用就農奨励金 | 多様な担い手の確保を図るため、市内の農業法人に就職（学卒・U I ターン就職者）された方に対し、奨励金を交付します。 | 市内農業法人に就職し、1年以上常用労働者として勤務し、引き続き本市民である意思を持ち、次のいずれかを満たす方（就職奨励金対象者は除く）。 ①学卒就職者…中学校、高等学校、大学、各種学校及び職業訓練所を卒業又は中退後、3年以内に飛騨市民として就農した方 ②U I ターン就職者…飛騨市に転入と就農を1年以内に行い、就職時の年齢が満45歳以下の方 | 【交付金額】 70,000円 | 農業振興課 0577-73-7466 |
| 54 | 農業研修生への米贈呈 | 農業研修者の経済的な不安を軽減するため、研修期間中に飛騨市産のお米を贈呈します。 | 県が定める研修施設及びあすなろ農業塾にて農業研修を行う方 | 研修生1人1年度あたり60kgの米を最長2年間贈呈 | 農業振興課 0577-73-7466 |
| 55 | 農業研修生への支援金 | 農業研修を通じて農業人材の育成を図るとともに、研修者の経済的負担を軽減するため、国、県の制度の対象とならない方への支援金を交付します。 | 市内に住所を有する55歳未満の方で、市内での就農を目指し市内認定農業者（親元以外）のもとで研修を行う方（ただし、国、県等の制度の対象となる方は除く） | 【交付額】 研修期間中50万円（1回限り） | 農業振興課 0577-73-7466 |
| 56 | 就農形態に応じた支援金 | 経営が不安定な新規就農者の経済的な不安を軽減するため、独立や親元、雇用など就農形態に応じた支援金を交付します。 | 18歳以上55歳未満の市民の方で、 独立：市内で独立して就農し、就農から3年以内に生計が成り立つ計画が認められた方 親元：市内認定農業者の後継者として将来的に農業を引き継ぐ方または、将来的に独立し認定農業者となる方 雇用：新規就農者を正社員として雇用し、人材の育成を図る農業法人※国、県等の制度の対象となる方は除く | 【交付額】 年間50万円（就農から最長3年間） | 農業振興課 0577-73-7466 |
| 57 | 農業研修生及び新規就農者に対する住居費の支援 | 就農を目指して飛騨市へ移住された農業研修者や経営が不安定な新規就農者の経済的な不安を軽減するため、家賃の半額を補助します。 | ①農業研修生…県が定める研修施設及びあすなろ農業塾にて農業研修を行うために、市内の賃貸住宅に入居した方 ②新規就農者…①の農業研修を経て市内で就農された方または、移住者で市内畜産農家に雇用就農する方 | 【補助額】 家賃から住居手当その他の家賃支払いに充当される手当などを控除した額の1/2。 【上限額】 40,000円 農業研修生：研修期間中最長2年 新規就農者：就農から最長5年（雇用は2年） | 農業振興課 0577-73-7466 |
| 58 | 中高年就農者支援事業費補助金 | 新規で農業を始める中高年の就農者に、農機具や施設等を導入するために要する経費を補助します。 | 3年以上農業に従事することを約し、市内で新たに自営就農した45歳以上75歳未満の就農者の方で出荷組合等に所属される方 | 【補助額】 対象経費（消費税を除く）の1/3以内 【上限額】 50万円 1件10万円以上の経費を対象 | 農業振興課 0577-73-7466 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|----------------------|---|---|--|-----------------------|------|-----|---------|------|-----------|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------------------|---------|-------------|-----------|-------|--------|-----------------------|
| 59 | 中高年就農者 就農給付金 | 新規で農業を始める中高年の就農者に給付金を設けることで、担い手の確保に繋がります。 | 新規で農業を始める 55 歳以上 75 歳未満の方で、出荷組合等に所属している方。 | 【交付額】 就農後 3 年以内 50 万円 | 農業振興課 0577-73-7466 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 60 | 中高年就農者水稲 応援事業費補助金 | 自分で耕作している農地以外に他人から農地を借りて水稲耕作を行う方や作業受託を行う方に対して、水稲に係る農機具を購入する際に要する経費を補助します。 | 45 歳以上 75 歳未満の方で、 ①令和 7 年からの作付けのために新たに利用権設定等を行い、1 筆以上かつ 5a 以上の農地を借りて水稲耕作を行う方。 ②令和 7 年 4 月 1 日以降に作業受託の契約を行い、耕起、荒くれ、代かき、田植、刈取りの作業受託を合計 10 a 以上かつ 3 年以上行う方 | 対象経費（消費税を除く）の 1/3 以内 【上限額】 30 万円 | 農業振興課 0577-73-7466 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 61 | がんばる農業応援 事業費補助金 | 農業所得の向上を目指す市内農業従事者が行う新たな取組、規模拡大に要する経費を補助します。 | 前年における農業生産物の総販売額が 50 万円以上で一定面積以上の作付けを行い、交付申請時の満年齢が 75 歳未満の市内農業従事者または、農業者の組織する団体 | 【補助額】 対象経費（消費税を除く）の 1/3 以内 【上限額】 100 万円 | 農業振興課 0577-73-7466 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 62 | 野生鳥獣による被 害農地修復補助金 | 野生動物による農地法面や畦畔等の被害の復旧にかかる経費を補助します。 | 次のいずれかに該当する個人、団体 ①農地の所有者 ②農地所有者から 3 年以上の利用権を設定した者または設定する予定の者 ③行政区 ④改良組合 | 【補助額】 補助対象経費の 1/2 以内 【対象事業】 法面・畦畔復旧工事 【補助上限額】 委託施工（1㎡あたり） 7,000 円 自主施工（1㎡あたり） 3,500 円 1 施工地あたりで 50,000 円まで | 林業振興課 0577-62-8905 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 63 | 野生動物侵入防止 施設補助金 | 農作物等への被害を軽減し、農地等の適切な管理を支援するため、野生動物侵入防止柵や防草シート、鳥獣撃退器の設置にかかる経費を補助します。 | 補助金交付対象事業を実施できる個人、法人又は団体 | 【補助額】 補助対象経費の 1/2 以内 【上限額】 個人 10 万円、法人又は団体 200 万円 【補助対象経費】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種類</th> <th>上限単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気柵</td> <td>800 円/m</td> </tr> <tr> <td>ネット柵</td> <td>1,100 円/m</td> </tr> <tr> <td>ワイヤーメッシュ柵（パネル状）</td> <td>2,100 円/m</td> </tr> <tr> <td>金網柵（ロール状）</td> <td>3,000 円/m</td> </tr> <tr> <td>防草シート （防護柵に併設する場合）</td> <td>300 円/m</td> </tr> <tr> <td>サル用ネット柵、複合柵</td> <td>3,500 円/m</td> </tr> <tr> <td>鳥獣撃退器</td> <td>3 万円/台</td> </tr> </tbody> </table> | 施設種類 | 上限単価 | 電気柵 | 800 円/m | ネット柵 | 1,100 円/m | ワイヤーメッシュ柵（パネル状） | 2,100 円/m | 金網柵（ロール状） | 3,000 円/m | 防草シート （防護柵に併設する場合） | 300 円/m | サル用ネット柵、複合柵 | 3,500 円/m | 鳥獣撃退器 | 3 万円/台 | 林業振興課 0577-62-8905 |
| 施設種類 | 上限単価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電気柵 | 800 円/m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ネット柵 | 1,100 円/m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ワイヤーメッシュ柵（パネル状） | 2,100 円/m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金網柵（ロール状） | 3,000 円/m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 防草シート （防護柵に併設する場合） | 300 円/m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| サル用ネット柵、複合柵 | 3,500 円/m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥獣撃退器 | 3 万円/台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|--------------------|--|--------|----------|---------|--------------|---------|--------|--------------|-------------------------|---------|--------------|----------------------|---------|--------------|----------|--------------|---------|--------------|---------|---------|---------|-----------------------|
| 64 | 小規模基盤整備 事業補助金 | <p>【大区画化支援】 隣接農地の畦の除去や敷高の調整により、10 アール以上の圃場拡大に要する費用の一部補助。</p> | 圃場の大区画化を行う耕作者及び所有者 | <p>【補助率】地域の担い手：3/4、担い手以外：1/2、地域の担い手に貸す者：3/4、新規就農者：3/4 ※ただし、中山間協定農用地内では担い手の有無にかかわらず 3/4 【上限額】 50 万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>圃場高低差</th> <th>委託施行(円)</th> <th>自主施行(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.0m～0.3m 未満</td> <td>218,000</td> <td>58,000</td> </tr> <tr> <td>0.3m～0.6m 未満</td> <td>369,000</td> <td>116,000</td> </tr> <tr> <td>0.6m～0.9m 未満</td> <td rowspan="5">500,000</td> <td>191,000</td> </tr> <tr> <td>0.9m～1.2m 未満</td> <td>276,000</td> </tr> <tr> <td>1.2m～1.5m 未満</td> <td>376,000</td> </tr> <tr> <td>1.5m～1.8m 未満</td> <td>494,000</td> </tr> <tr> <td>1.8m 以上</td> <td>620,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表は 10 アールあたりの限度額</p> | 圃場高低差 | 委託施行(円) | 自主施行(円) | 0.0m～0.3m 未満 | 218,000 | 58,000 | 0.3m～0.6m 未満 | 369,000 | 116,000 | 0.6m～0.9m 未満 | 500,000 | 191,000 | 0.9m～1.2m 未満 | 276,000 | 1.2m～1.5m 未満 | 376,000 | 1.5m～1.8m 未満 | 494,000 | 1.8m 以上 | 620,000 | 農業振興課 0577-73-7466 |
| | | 圃場高低差 | 委託施行(円) | 自主施行(円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 0.0m～0.3m 未満 | 218,000 | 58,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0.3m～0.6m 未満 | 369,000 | 116,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0.6m～0.9m 未満 | 500,000 | 191,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0.9m～1.2m 未満 | | 276,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1.2m～1.5m 未満 | | 376,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1.5m～1.8m 未満 | | 494,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1.8m 以上 | | 620,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【環境改善支援】 給排水設備(水路・排水路・暗渠等)の布設により農業生産性の向上に資する工事に要する費用の一部補助。</p> | 圃場環境の改善を行う耕作者及び所有者 | <p>【補助率】地域の担い手：3/4、担い手以外：1/2 地域の担い手に貸す者：3/4、新規就農者：3/4 ※いずれも工種により上限あり。 【上限額】 50 万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>単位</th> <th>上限額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暗渠パイプ布設工</td> <td>m</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>床掘排水路工</td> <td>m</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>給・排水施設工 (ベンチフリューム布設)</td> <td>m</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>給・排水施設工 (U 型側溝布設)</td> <td>m</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>給・排水管布設工</td> <td>m</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>※補助合計額に千円未満の端数が出る場合は切捨。</p> | 工事内容 | 単位 | 上限額(円) | 暗渠パイプ布設工 | m | 6,000 | 床掘排水路工 | m | 500 | 給・排水施設工 (ベンチフリューム布設) | m | 7,000 | 給・排水施設工 (U 型側溝布設) | m | 4,000 | 給・排水管布設工 | m | 500 | | | | | |
| 工事内容 | 単位 | 上限額(円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 暗渠パイプ布設工 | m | 6,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 床掘排水路工 | m | 500 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給・排水施設工 (ベンチフリューム布設) | m | 7,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給・排水施設工 (U 型側溝布設) | m | 4,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給・排水管布設工 | m | 500 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【土壌改良支援】 土壌改良材の投入による不作付地又は 1 号遊休農地の復旧費用の一部補助。</p> | 2 年以上作付けのされていない不作付地又は 1 号遊休農地の復旧を行う耕作者及び所有者 | <p>【補助率】 土壌改良材の投入に要する経費の 1/2 【単価】 10 アールあたり 12,500 円 【上限額】 50 万円</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|-------------------------------|--|---|--|-----------------------|
| 65 | 鳥獣被害防止施設更新事業補助金 | 集落全体を囲う防護柵が自然災害等により破損した場合、その修繕に必要な資材費を補助します。 | 市内に所在する次のいずれかに該当する団体 ①区又は自治会 ②次の要件全てを満たす団体 ・市民3人以上で構成される団体 ・団体の規約を有し、代表者が明らかである団体 ・自ら経理し、監査する等の会計機能を有する団体 | 【補助額】 資材費の1/2以内 【上限額】 50万円 | 林業振興課 0577-62-8905 |
| 66 | 集落等による里山環境の維持保全活動支援交付金 | 地域住民や森林所有者等が協力して行う地域の里山林の維持保全活動や森林空間利用を推進する活動に必要な経費を支援します。 | 次のいずれかに該当する団体及び法人 ①区又は自治会 ②NPO法人 ③次の要件全てを満たす団体 ・市民3人以上で構成される団体 ・団体の規約を有し、代表者が明らかである団体 ・自ら経理し、監査する等の会計機能を有する団体 | 【交付対象事業】 森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林において実施する以下の事業の経費。ただし、「①推進事業」の実施は必須。 ①推進事業（必須） 上限20万円以内 ②付帯活動事業 上限80万円以内 【交付対象経費】 謝金、需用費、委託費、使用料及び賃借料、原材料費、資材購入費 【交付額】 交付対象経費の全額 ※資材費購入は1/2以内 林内作業車及び薪割り機は1/3以内 | 林業振興課 0577-62-8905 |
| 67 | 集落等による生活環境保全林整備事業支援交付金 | 倒木等による人家等への被害の未然防止や野生動物の出没及び農作物被害の抑制を図るため、飛騨市林縁部の整備に関するガイドラインに基づき実施する森林整備に必要な経費を支援します。 | 次のいずれかに該当する団体及び法人 ①区又は自治会 ②NPO法人 ③次の要件全てを満たす団体 ・市民3人以上で構成される団体 ・団体の規約を有し、代表者が明らかである団体 ・自ら経理し、監査する等の会計機能を有する団体 | 【交付対象事業及び経費】 森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林において、市内に事業所を置く事業体に委託して実施する以下の事業の経費。 ①下刈り、つる切り ②枝打ち ③下層木の除伐 ④上層木の間伐又は皆伐 ⑤伐採木の搬出除去 ⑥上記作業に伴う伐採木等の林内整理（枝払い、玉切り、集積を含む） 【交付額】 交付対象経費の全額（上限額：300万円） 交付は同一事業地に対し1回限り | 林業振興課 0577-62-8905 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|------------------|--|--|---|-----------------------|
| 68 | 放任果樹等伐採事業補助金 | 鳥獣を誘引する原因となる、放任果樹等の伐採にかかる費用を補助します。 | 市内に住所を有する個人又は市内に所在する次の要件のいずれかに該当する団体 ①区又は自治会 ②次の要件全てを満たす団体 ・市民3人以上で構成される団体 ・団体の規約を有し、代表者が明らかである団体 ・自ら経理し、監査する等の会計機能を有する団体 | <p>■個人 【交付対象経費】 業者への作業委託料 【補助額】 50,000円までは10/10、50,000円を超える分については1/2以内の額（上限10万円）。</p> <p>■団体 【交付対象経費】 賃借料及び燃料費、消耗品費、伐採した果樹等の処分費、委託費 【補助額】 10/10以内の額（上限50万円）</p> | 林業振興課 0577-62-8905 |
| 69 | 狩猟者育成事業補助金 | 鳥獣を捕獲する後継者の育成を促進することで鳥獣対策の強化を図ります。 | 新たに第1種銃猟免許、猟銃の所持の許可又はわな猟免許を取得し、鳥獣捕獲に協力する意志のある方 | 【補助額】 取得経費の10/10以内 【上限額】 新規取得者50万円 | 林業振興課 0577-62-8905 |
| 70 | 林業就業移住支援金 | 県内外から移住し、林業に就業した方で、交付要件を満たす方に移住支援金を交付します。 | 【対象者】 県内外から移住し、森のジョブステーションぎふに求人登録されている林業事業体に就業した方で、交付要件を満たす複数世帯又は単身世帯 ※他にも要件があります。要件の詳細は担当課へお問い合わせください。 | 【交付額】 複数世帯の場合：100万円 単身世帯の場合：60万円 | 林業振興課 0577-62-8905 |
| 71 | 林業就業者家賃補助金 | 市外から移住し、市内で林業に就業される方に対し、家賃の半額を補助します。 | 市外から移住し、森のジョブステーションぎふに求人登録されている事業体に新たに正社員として雇用され、賃貸住宅に入居した方。 | 【補助額】 家賃から住居手当その他の家賃支払いに充当される手当などを控除した額の1/2。 【上限額】 40,000円 | 林業振興課 0577-62-8905 |
| 72 | 林業・木工技術者等修学資金の貸与 | 岐阜県立森林文化アカデミーの入学する生徒に修学資金を貸与するとともに、卒業後、市内林業事業体や木工事業所等の関連企業に就職もしくは同業種において起業する方については修学資金の償還を全額免除します。 | 岐阜県立森林文化アカデミーに入学する生徒（償還免除の対象となる方は、卒業後、市内林業事業体や木工事業所等の関連企業に就職もしくは同業種において起業する方、及び、市内林業事業体等に就職した後にアカデミーに入学した方も含みます。） | ①森と木のクリエイター科 入学金28.2万円、1年時授業料53.58万円 2年時授業料53.58万円 合計135.36万円 ②森と木のエンジニア科 入学金16.92万円、1年時授業料11.88万円 2年時授業料11.88万円 合計40.68万円 | 林業振興課 0577-62-8905 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|------------------------------------|--|---|-----------------------------------|--------------------------------|
| 73 | 農畜水産物 ブランド化支援 事業補助金 | 市内農家等が生産する農畜水産物のブランド化、それら農家等の販路拡大及び所得向上を推進するため、新たにパッケージデザイン等の作成を行うのに必要な経費を補助します。 | 市内に住所又は事業所を有し、農畜水産物の生産をしている方で、デザインの専門家やマーケティングアドバイザー、包装・梱包材の制作会社等による指導や助言を踏まえてパッケージデザイン等を行う方。 | 【補助額】 対象経費の 1/2 以内 【上限額】 20 万円 | 食のまちづくり 推進課 0577-62-9010 |

(3) 医療・介護・福祉

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|---------------------------------------|--|--|--|-------------------------|
| 74 | 飛騨市医療・介護 総合人材バンク事 業 | 対象資格の取得のため大学、専門学校等で学ぶ学生や飛騨市出身の遠方で働いている医療・介護の専門職員を市として積極的に把握し、地域の就労情報を提供するなど、飛騨市との関係を継続的に構築します。 | 【対象資格】医師、看護師、保健師、助産師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、臨床工学技士、臨床検査技師、診療放射線技師、公認心理師、臨床心理士、介護福祉士 【対象者】 ・飛騨市出身で市外の遠方で対象資格として働く方又は求職中の方 ・対象資格の資格取得を目指す学生 ・飛騨市看護師等修学資金の貸与を受けている学生 | 【有資格者】 ① 医師 バンク登録時に 30,000 円を超えない範囲で購入できる市の特産品又は市内商品券 ② 医師以外 バンク登録時に 5,000 円を超えない範囲で購入できる市の特産品又は市内商品券 【学生】 ① 医師 バンク登録から在学している期間中、毎年度 1 回 20,000 円の図書カード ② 医師以外 バンク登録から在学している期間中、毎年度 1 回 10,000 円の図書カード | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 75 | 地域若手医療・介 護・福祉人材育成 支援事業 | 市内で就職する意向のある介護人材を育成するため、市と連携協力に関する協定を締結した専門学校、大学その他の医療・介護等専門職員の養成を行う機関へ進学する学生を支援します。 | 市と連携協力に関する協定を締結した介護等専門職員の国家資格有資格者の養成を行う機関へ、市内就職の意向をもって進学、就学する学生 | 【交付額】 ①奨学金 連携育成機関に進学 30,000 円 ※合格後から入学後 3 月以内に申請 ②修学支援金 ・介護福祉士養成課程 年額 15 万円 ・介護福祉士以外の養成課程 年額 30 万円 ※在学する年度の 2 月末までに申請 ※育成機関の就学年数を超えた期間は除く ※卒業後、連携育成機関が指定した医療・介護機関等において 3 年半以内の勤務を行った後、市内に就職し、3 年間引き続き勤務することで償還を免除 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|--------------------------|---|---|--|-------------------------|
| 76 | 医療・介護等学生の市内アルバイト及び実習奨励事業 | 医療・介護等学生の市内就職を推進するため、市内医療・介護機関等での勤務を実際に体験することを主眼に同機関等での実習又はアルバイトを奨励し、市内の医療機関勤務に向けた興味関心を喚起します。 | 下記の対象資格の資格取得を目指して就学している学生で市内の医療・介護機関等で専門職の補助業務等のアルバイト又は実習等を5日以上行う方 【対象資格】 看護師、保健師、助産師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、臨床工学技士、臨床検査技師、診療放射線技師、公認心理師、臨床心理士、介護福祉士、保育士 | 【交付額】 1回のアルバイト又は実習日が 5～9日：10,000円 10日以上：20,000円 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 77 | 新規医療・介護等学生の職場見学及び体験応援事業 | 市内の医療・福祉機関等に就労の意向がある学生が、市内の医療・介護機関等で見学及び体験を行う場合に交通費の一部を支援することで、市内就労に対する意欲や夢の実現を後押しします。 | 下記の対象資格の資格取得を目指して就学している学生で、市内の医療・福祉機関等に就労の意向がある学生が市内の医療・介護機関等で見学及び体験した1日以上4日未満（3時間以上で1日とする。）を行う方 【対象資格】 看護師、保健師、助産師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、臨床工学技士、臨床検査技師、診療放射線技師、公認心理師、臨床心理士、介護福祉士、保育士 | 【交付額】 1人につき1回あたり5,000円を上限に年2回まで | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 78 | 看護師等修学資金貸付事業 | 市内の開設する医療機関等の看護師を確保し、安定的な医療を提供します。 | 看護師、保健師等の大学・養成施設に在籍する学生で、将来市内医療機関等で勤務しようとする方 ※卒業後42月以内に市内の医療・介護機関等に看護師として就職する方であること ※この貸与は、市内での就職を約束するものではありません ※連帯保証人が2人必要です ※原則、面接を行います | 【貸付金】 修学期間中：月10万円 貸与期間 大学4年、養成施設3年 ※貸付期間の1.5倍の間、市内の医療機関等に引き続き勤務することで償還を免除 ※償還となった場合は、貸与を受けた月数の2倍の月数内に、貸付けた全部を一括、年賦等で返還 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 79 | 介護福祉士資格取得修学生家賃補助事業 | 介護福祉士を目指す学生への家賃を支援し、卒業後、市内で就業する介護福祉士の人材の確保につなげます。 | 国家資格である介護福祉士の取得を目指して、大学や専門学校に就学中の方で、卒業後に市内の医療・介護・福祉機関等で介護福祉士として就業する意向を持っている方 | 【貸与金】 就学期間中のアパート等の家賃の1/2の額（月30,000円を上限とし、修学年限に限る） ※卒業後、42月以内に市内の医療・介護・福祉機関等に介護福祉士として、3年間引き続き勤務することで償還を免除 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|---------------------------------|---|--|--|-------------------------|
| 80 | ケアマネ資格取得者受験支援事業 | 市内に住所を有する者で、新たに在宅のケアマネを目指して介護支援専門員実務研修を受験し、合格した者を支援し、新たなケアマネの人材の発掘、定着及び人材確保を図ります。 | 市内に住所を有し、居宅介護支援事業所のケアマネとして就職を目指し、介護支援専門員実務研修を受講して合格した方 | 報奨金 5,000 円 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 81 | 医師養成資金貸与事業 | 市内の医療機関等の医師を確保し、安定的な医療を提供します。 | 医学部医学科に在籍する学生で、将来市内の医療機関等で内科、外科、整形外科、小児科、総合診療科等の医師として勤務しようとする方 ※診療科については、要協議（面接あり） | 【貸付金】 入学時：30 万円 修学期間中：月 20 万円 貸与期間 6 年を限度 ※貸与期間の 1.5 倍の間、市内の医療機関等に引き続き勤務することで償還を免除 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 82 | 医療・介護等専門職 U・I ターン就職奨励金事業 | 市内の医療、介護、福祉機関等に勤務する医療・福祉分野の専門有資格者を確保し、安定的な医療・福祉サービスを提供します。 | 【対象資格】看護師、保健師、助産師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、臨床工学技士、臨床検査技師、診療放射線技師、公認心理師、臨床心理士、介護福祉士、社会福祉士 【対象者】U/I ターンにより飛騨市、高山市及び富山市に転入して市内の医療機関や福祉機関（市の直営する機関も含む。）に就職する上記資格を有する方 | 【貸与金】 ・市内居住者 10 万円 ・高山市又は富山市の居住者 50,000 円 ・介護学科等卒業（無資格）の介護従事者が卒業後 4 年以内に介護福祉士を取得した場合 15 万円 ※ 2 年間引き続き勤務することで償還を免除 ※就職後 6 月以内に申請 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 83 | 医療・福祉専門職員就職準備金貸付事業 | 市内の医療、介護、福祉機関等に勤務する医療・福祉分野の専門有資格者を確保し、安定的な医療・福祉サービスを提供します。 | 【対象資格】看護師、准看護師、保健師、助産師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、臨床工学技士、臨床検査技師、診療放射線技師、公認心理師、臨床心理士、介護福祉士、保育士 【対象者】U/I ターンにより飛騨市、高山市及び富山市に転入して市内の医療機関や福祉機関（市の直営する機関も含む。）に常勤の専門職員として就職する上記資格の有資格者 ・市内医療福祉機関に再復帰する潜在看護師（12 月以上離職しており、県ナースセンターに届け出ている方 | 【貸付金】 20 万円 （夜勤をする場合さらに 10 万円加算） ※貸付期間 2 年間 ※貸付日以降、市内の医療・介護・福祉機関等に 2 年間引き続き勤務することで償還を免除 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 84 | 医療・介護専門職員貸付住宅家賃補助事業 | 市内の医療、介護、福祉機関等に勤務する医療・福祉分野の専門有資格者を確保し、安定的な医療・福祉サービスを提供します。 | 【対象資格】看護師、保健師、助産師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、臨床工学技士、臨床検査技師、診療放射線技師、公認心理師、臨床心理士、介護福祉士 【対象者】引き続き本市に居住する意思のある転入者（転入から 1 年を経過していない方）で、上記資格の有資格者で、常勤の専門職員として市内の医療機関や福祉機関（市の直営する機関は除く。）に勤務する方 | 【補助額】月額家賃の 1/2 の額（月 30,000 円とし、24 月分まで） ※事業所等から家賃補助がある場合はその分を控除 ※外国人介護人材で家族帯同世帯の場合は、被扶養者の就労制限が解除された月又は被扶養者でなくなった前月まで 1 万円を上乗せして補助 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|--------------------------|---|---|--|-------------------------|
| 85 | 専門分野外の学び及び資格取得推進事業 | 多職種連携による市民への医療・介護サービスの質の向上のため、個人的に自身の専門職種以外の職種の資格取得や研修を受講することを推進します。 | 【対象資格】看護師、保健師、助産師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、臨床工学技士、臨床検査技師、診療放射線技師、公認心理師、臨床心理士、介護福祉士 【対象者】 自身が現に勤めている専門分野以外の他分野の専門知識の習得又は資格の取得のため、休日等勤務先の業務の扱いではなく個人の意思によって必要な研修又は通信講座を受講する学びの意欲のある市内の医療・介護機関等に勤務する対象資格を有する方 | 【補助額】 受講する研修の参加費用や交通費の1/2の額 (1人年間30,000円を上限) | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 86 | 病院薬剤師緊急確保対策支援事業 | 市内の医療機関に薬剤師として勤務することになった者に対し、返済中の奨学金の一部を支援することで、病院における薬剤師の確保を図ります。 | 人員確保が必要となった場合に、薬剤師としての実務経験を有し、かつ大学等の修学期間中における奨学金等の貸付けの返済を行っている者が市内の病院で薬剤師として勤務することになった方 | 【貸与金】 返済中の奨学金の月額 (上限30,000円、最長6年間) ※奨学金の返済完了又は貸与期間の最長年限以降、引き続き2年以上勤務することで償還を免除 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 87 | 医療・介護・福祉総合人材バンク登録者特別支援事業 | 専門職の急な欠員が生じる場合等に、飛騨市医療・介護・福祉人材バンクに事前に登録のある者に対し斡旋を行い、市内就業につなげることで、医療・介護等専門職員の確保を図ります。 | 市が市内の医療・介護機関等から要請を受け、飛騨市医療・介護・福祉人材バンクに登録のある者に対して斡旋を行い、市内就業につながった方 | 【貸与金】30万円 ※2年間引き続き勤務することで償還を免除 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 88 | 市内医療機関事業承継・運営安定化支援事業 | 市内の民間医療機関が継続的かつ安定的に医療を提供できる体制の確保を図ります。 | 市外の医療・介護機関等で勤務又は開業しており、市内の既存の民間の医療・介護機関等に新たに常勤医として勤務もしくは事業を継承する医師 | 【奨励金】 (1)常勤医として勤務する場合 ア 院長を除き1人目の採用に該当 100万円 イ 院長を除き2人目の採用に該当 50万円 ウ 院長を除き3人目以降の採用に該当 30万円 (2)事業継承した場合 100万円 ※3年間を超えて就労すること ※就任後6月以内に申請 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 89 | シニア介護職就職奨励金事業 | シニア層の方々が人手不足の市内介護事業所で働くことを奨励し、求められる人材として日々ハリを持って働くことで、自らの介護予防にもつなげながら、シニア層の介護就業促進を図ります。 | 60歳代で市内の介護事業所・養護老人ホームへ介護職員として就職(雇用保険適用者、社会保険適用者として)した方(事務や送迎員等は除く) ※介護職員経験介護職員未経験者又は介護職員経験者で介護職員として再就労するまで6ヶ月就労していなかった方 ※申請時点で飛騨市内の事業所に3ヶ月以上雇用されており、その後1年以上は同事業所に配属される見込みのある方 | 【奨励金】 (1) 社会保険適用者 50,000円 (2) 雇用保険適用者 30,000円 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|------------------------------------|---|--|--|-------------------------|
| 90 | 介護福祉士実務者 研修費用支援事業 | 介護福祉士実務者研修を受講し、介護の専門資格を取得する介護未経験者を支援します。 | 市内に住所を有している方で、介護福祉士実務者研修を受講する介護未経験者（医療・介護機関等に勤務していない者に限る。）の方 ※医療介護機関等に勤務している方で、勤務先の事業所が受講費用を負担した場合は、その事業所へ補助します。 | 【補助額】 70,000 円を上限に支払った受講費用分 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 91 | ひとり親家庭 介護職資格取得 支援事業 | ひとり親家庭の方の介護の専門資格の取得を支援することで生活安定を図りつつ、不足する市内の介護人材の確保につなげます。 ① 介護福祉士実務者研修資格取得支援 ② 市実施介護職員初任者研修資格取得支援 ③ 求職者訓練等介護職員初任者研修資格取得支援 | ① 介護事業所に勤務しながら介護福祉士の資格取得をめざす方で雇用事業所での資格取得に係る勤務時間の配慮で勤務時間の軽減が図られ給与や賃金が軽減となっている方 ② 一般に就労しながら市で実施する介護職員初任者研修を受講する方でスクーリング受講に際し託児等を行う方又はスクーリング受講に係り無給休暇等をとって受講する方 ③ 国の求職者支援制度による職業訓練として介護職員初任者研修を受講し、職業訓練受講給付金の支給を受け、かつ、労働金庫における求職者支援融資を受けた方 | 【補助額】 ①勤務時間の軽減により減額となる賃金等分 ※介護福祉実務者研修学習期間中（最長 6 か月）において月額 20,000 円を上限 ②スクーリング受講に際し託児等に係る費用分及びスクーリング受講のため無給休暇をとる等、そのことによる賃金減額分賃金等減額分 ※スクーリング受講日ごとに 8,000 円を上限 ③融資により借り入れた債務相当額 ※月借入額(50,000 円を上限)に借入月数を乗じた額 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 92 | 介護職員初任者 研修費助成事業 | 民間事業者が実施する介護職員初任者研修（市で実施する研修を除く。）を受講し、市内の介護サービス事業所等に就職する方に受講費の一部を助成します。 | 市内に住所を有している方で、研修修了後 1 2ヶ月以内に市内の介護サービス事業所等へ新たに勤務する方 | 【助成額】 研修受講費用の 1/2 の額 【上限額】 50,000 円 ※ひとり親家庭、社会的孤立支援を受けている方は上限 70,000 円 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 93 | 准看護師スキルアップ 支援事業 | 市内の医療、介護、福祉機関等に勤務する准看護師の方で、看護師資格を取得する学費を支援し、専門職員への更なるスキルアップを支援します。 | 現に市内の医療、介護、福祉機関等に勤務している准看護師でスキルアップのため看護師資格取得を目指して養成校等へ入校し、資格取得後も市内で看護師として就業されている方 | 【貸与金】 看護師資格取得のための入学金、学費（通信等含む）、交通費等の 1/2 の額 【上限額】 60 万円 看護師免許取得後に交付 ※看護師資格を取得後、市内の医療・介護・福祉機関等に看護師として 3 年間勤務することで償還を免除 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|-----------------------------------|--|--|--|-------------------------|
| 94 | 潜在看護師の職場復帰に向けた看護現場見学体験支援事業 | 潜在看護師の掘り起こしにより不足する市内の医療福祉現場の看護師を確保するため、岐阜県ナースセンターを通じて市内の医療・福祉機関の看護現場を見学しようとする潜在看護師に対し見学奨励金を交付します。 | 岐阜県ナースセンターを通じ、市内医療・福祉機関等での看護現場を見学する潜在看護師の方 (3月以上離職しており、県ナースセンターに届け出ている方) | 【交付額】 1つの施設につき5,000円 (上限3箇所まで) ・見学に際し、一時保育等子どもの預かりサービス等を利用する場合の費用(上限5,000円) | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 95 | 潜在看護師の市内医療・介護機関等アルバイト奨励事業 | 潜在看護師の現場復帰に向けた支援をするため、市内医療・介護機関等での勤務を実際に体験するアルバイトを奨励し、看護師としての現場復帰を支援します。 | 潜在看護師で市内の医療・介護機関等で看護や介護等専門職の補助業務等のアルバイトを5日以上行う方 | 【交付額】 1回の実習日数5～9日 : 10,000円 1回の実習日数10日以上 : 20,000円 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 96 | ケアマネ就職奨励金事業 | 市内事業所の介護支援専門員(ケアマネ)を確保し、介護サービス利用の安定的な運営を行います。 | 市が指定する介護保険サービス事業所へケアマネとして新たに採用となった方 ※同一法人内での人事異動等による配置換え等は対象外 | 【交付額】 就職奨励金 : 30,000円 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 97 | ケアマネの資格更新、キャリアアップ等研修支援事業 | 介護支援専門員(ケアマネ)として継続して就業できる環境を支援するため、研修に要する費用の一部を支援することで、研修に参加しやすい環境を整え、ケアマネとしてのスキルアップ、再現現場復帰推進、質の確保及び人材確保を図ります。 | 市内事業所で現に勤務し、都道府県知事による介護支援専門員証の交付を受けている方で、施行規則に規定する更新研修、専門員研修、再研修、主任介護支援専門員研修及び主任介護支援員専門員更新研修の受講を終了した方 | 【交付額】 ・受講費用の3分の2の額(上限30,000円) ・受講に要した交通費の3分の2の額(上限5,000円) ※受講費用及び交通費は、事業所等から補助のある場合はその額を控除した額 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 98 | 新規介護事業所等における継続就労者への慰労 | 75歳以上で介護事業所に継続して就労している方に対し感謝を伝えるとともに、地域でいつまでも働き続けられるよう支援します。 | 75歳以上の方で市内の介護サービス事業所等で前年度の12か月にわたり毎月1回以上就労した方で、介護サービス事業所の推薦により市から認定を受けた方 | いきいき券(100円券×45枚分)の引換券を交付します。 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 99 | たん吸引器の購入助成事業 | 在宅療養で頻回なたん吸引が必要な家庭に対し、たん吸引器を購入する費用を助成することで在宅療養における負担を軽減し、安心して在宅療養を続けられる環境の整備の支援を推進します。 | 在宅療養されている高齢者(65歳以上)のいる世帯の世帯主又は主介護の方で、たん吸引器の購入費用が必要な方 ※訪問看護等医療者から在宅でのたん吸引の指導を受け、日常的にたん吸引を行うことが可能な介護者であること ※障がい者手帳等をお持ちの方は、購入前に相談ください。 | 【助成額】 購入費の3/4(上限25,000円) | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|--------------------------------|---|---|--|-------------------------|
| 100 | 実務指導者研修受講支援事業 | 将来、市内医療機関での就労を志望する学生を育成するために必要な看護師の実習指導者研修の受講を推進し、看護師の資質向上を図ります。 | 市内医療機関に勤務する正規の看護師で、看護学生の実習受入れに必要となる、実習指導者研修を受講し、修了書の交付を受けた方 | 【交付額】 年 20,000 円／人 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 101 | 子育て世代介護職員就職奨励金事業 | 子育て世代がより活発に働くことができるよう、市内の介護事業所等に介護職員として新たに採用された者に奨励金を支給することで、持続可能なサービス提供体制の維持を図ります。 | 中学校修了前（満 15 歳到達後の最初の 3 月 31 日）までの児童を養育している方で、市内の介護事業所等に介護職員として新たに採用され、勤務開始から 3 月を経過した方（転勤を除く） | 【奨励金】 (1) 社会保険適用者 50,000 円 (2) 雇用保険適用者 30,000 円 (3) その他 10,000 円 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 102 | 運転手就職奨励金事業 | 市内の介護事業所の送迎サービスが持続的に運営できるよう、運転業務を行う職員として採用された者に奨励金を交付することで、新たな介護人材の定着及び確保の推進を図ります。 | 市内の介護事業所に運転業務を行う職員として新たに採用され、勤務開始から 3 月を経過した方 | 【奨励金】 (1) 社会保険適用者 50,000 円 (2) 雇用保険適用者 30,000 円 (3) その他 10,000 円 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 103 | 私立保育園保育士 U・I ターン就職奨励金事業 | 市内の私立保育園に正規雇用保育士として就職される方を支援し、私立保育園の保育人材の確保につなげます。 | U・I ターンにより飛騨市、高山市及び富山市に転入して市内の私立保育園に保育士として正規雇用として就職する方 | 【奨励金】 10 万円 | 子育て応援課 0577-73-2458 |
| 104 | 私立保育園保育士 賃貸住宅家賃補助事業 | 市内の私立保育園に正規雇用保育士として就職される方を支援し、私立保育園の保育人材の確保につなげます。 | 市内の私立保育園に保育士として正規雇用として就職する転入してから 1 年を経過していない方 | 【補助額】 賃貸住宅の月額家賃から住居手当等を除いた額 (月 30,000 円を上限とし、36 月分まで) | 子育て応援課 0577-73-2458 |
| 105 | ひとり親家庭 自立支援教育訓練受講補助事業 | ひとり親家庭の経済的自立を促すため、教育訓練や資格等取得に対し費用の一部を助成します。 (別に国支援制度「自立支援教育訓練給付金」あり) | 教育訓練等が必要と認められる児童扶養手当の支給を受けているひとり親家庭の父又は母 | 【助成額】 教育訓練等に掛かる支払済み受講料の 2 割相当 (上限 65,000 円) ※別に国支援制度として教育訓練等修了時に受講料 6 割相当 (上限 20 万円) の給付金支給あり | 子育て応援課 0577-73-2458 |

5. 住宅等

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|---|--|---|---|--|
| 106 | 拡充 住宅新築・購入 支援助成金 | <p>市内での定住を促すとともに、脱炭素対策の推進を図るために、市内に住宅を新築又は購入される方に助成金を交付します。</p> | <p>飛騨市内に定住する目的で住宅を取得する方 (契約を締結し取得の手続きを終えた住宅が対象) 但し、事業期間は R8.4.1 から R9.3.31 まで ・令和 8 年度申請する場合、対象住宅は令和 10 年 3 月末までに交付決定できる住宅に限ります。 ・令和 5 年 7 月 1 日以降に建築確認済証が交付された場合又は建築工事届が受理された場合は、断熱等性能等級 4 以上かつ一次エネルギー消費量等級 4 以上の性能を有する住宅が対象となります。(令和 5 年 6 月 30 日までに建築確認済証が交付または建築工事届が受理された住宅は、省エネ基準は対象としません。) ・令和 8 年 4 月 1 日以降に契約を締結し、ZEH 水準に適合する住宅を新築した場合および市内の設計事業者が ZEH 水準住宅を設計した場合に、それぞれ 20 万円を助成します。</p> | <p>次に示す基本額・加算額のうち、対象者が該当する金額を合計した額(最大 230 万円 新築又は購入価格が上限)</p> <p>■基本額(建売及び中古住宅の場合、土地購入費を含む)</p> <p>①住宅取得額 1 千万円未満 10 万円 ②住宅取得額 1 千万円～2 千万円未満 20 万円 ③住宅取得額 2 千万円以上 30 万円</p> <p>■加算額</p> <p>①転入世帯 50 万円(単身赴任で転出している場合を除く) ②市内業者の新築施工 30 万円(建売住宅購入を含む) ③新築する住宅の土地が 2 区画以上の民間分譲住宅地の場合 上限 50 万円 ④ZEH 水準住宅を新築した場合 20 万円 ⑤市内設計事業者が ZEH 水準住宅を設計した場合 20 万円 ⑥移住世帯の住宅改修工事費の 1/3 (上限額 150 万円) ⑦⑥の加算に該当しない場合の住宅改修工事費の 1/3 (上限 60 万円)</p> | <p>建築住宅課 0577-73-0153</p> |
| 107 | ひとり親家庭住宅 支援事業 | <p>ひとり親家庭において、住宅家賃等の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう以下の支援を行います。</p> <p>①特定公共賃貸住宅等を安い家賃で提供 ②民間賃貸住宅の家賃の一部を補助</p> | <p>高校生相当以下の子を養育しているひとり親世帯で児童扶養手当の支給を受けている方</p> | <p>【補助額】</p> <p>①公営住宅相当の家賃を超える額 ②月額家賃が円を超える額 (上限額 20,000 円/月)</p> | <p>建築住宅課 0577-73-0153</p> |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|---------------------------------|--|--|---|-----------------------|
| 108 | 拡充 民間賃貸住宅建設 促進補助事業 | 民間賃貸住宅の建築主に対し、建設資金の借入支援や固定資産税の負担軽減を行うことで、アパートの建設を促進し、市内定住につながる住環境の確保を図ります。 | 次の要件を満たす方 ① 市内に新築、または新たに建築物を取得し改修する民間賃貸住宅で、建築基準法等の基準に適合しているもの。 ② 共同住宅又は長屋で、1棟あたりの入居可能戸数が2戸以上あるもの。 ③ 1戸あたりの専用床面積が20㎡以上あり、各戸に玄関、便所、浴室、台所及び居室を有すること。 ④ 組み立て式仮設住宅でないこと。 ⑤ 自社の社員寮等、自社の福利厚生のための住宅でないこと。 ⑥ 自己、親族（2親等以内）を入居させる住宅でないこと。 ⑦ 店舗併用等でないこと。 ⑧ 交付決定した日から10年以上賃貸住宅に供するもの。 ⑨ 承認を受けた次年度の1月1日までに工事が完了し、かつ、課税対象となるもの。 | 【建設資金の借入れに対する補助】 ・ 市内でアパートを建設する建築主が建設資金として借入れたローン残高の一部を補助 支援期間：3年間 補助額：借入金残高の3%以内 (年間上限100万円) 【固定資産税相当額に対する補助】 ・ 建設資金の借入補助制度を利用し、新たに建設されたアパート（建物）に係る固定資産税相当額の一部を補助 支援期間：3年間 補助額：建物に係る固定資産税相当額以内 (年間上限20万円) | 建築住宅課 0577-73-0153 |
| 109 | 住宅・建築物等 耐震化促進事業 | 地震に強いまちづくりを推進するため、市内建築物等の耐震診断及び耐震補強工事に係る経費の一部を補助します。 | ① 木造住宅耐震診断事業 木造住宅の耐震診断をされる方 ② 木造住宅耐震補強工事費補助事業 (一般補強：Isw1.0) S56.5.31以前に建築確認申請の手続きがされた建物で、①の耐震診断後に補強後の評点が1.0以上となる耐震補強工事をされる方 ③ 木造住宅耐震補強工事費補助事業(耐震シェルター設置) S56.5.31以前に建築確認申請の手続きがされた建物で、①の耐震診断後に耐震シェルターを設置される方 ④ 建築物耐震診断事業 S56.5.31以前に建築確認申請の手続きがされた木造住宅以外の建築物の耐震診断を実施される方 ⑤ 特定建築物耐震補強工事費補助事業 S56.5.31以前に建築され、3階建て以上かつ床面積1,000㎡以上等の建築物を耐震補強される方 ⑥ 避難所等建築物耐震補強工事費補助事業 飛騨市地域防災計画に避難所等と位置付けられた医療機関・集会場等で、S56.5.31以前に建築された建築物を耐震補強される方 | ① 全額行政負担(自己負担なし) ② 200万円を限度に補助 ③ 30万円を限度に補助 ④ 耐震診断費用の2/3以内 【限度額】100万円 (事業費算定上の単価限度あり) ⑤ 耐震補強工事費用×0.23以内 (事業費算定上の単価限度あり) ⑥ 耐震補強工事費用の2/3以内 【限度額】1,000万円 (事業費算定上の単価限度あり) | 建築住宅課 0577-73-0153 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|--------------------------------|--|--|---|-----------------------|
| 110 | 飛騨市屋根雪下ろし命綱固定アンカー等設置補助金 | 安心・安全なまちづくりを推進するため、屋根の雪下ろし時の墜落災害を防止する目的で命綱固定アンカー等を設置する市民に対し、設置費用の一部を補助します。 | 次の要件を満たす方 ① 飛騨市内の戸建住宅に居住している方 ② 集会施設等を管理する団体の代表者 ③ 当該工事を市内事業者で行う方 | 【補助額】 住宅：対象工事費の1/2 (上限10万円) 集会施設：対象工事費の1/3 (上限20万円) | 建築住宅課 0577-73-0153 |
| 111 | 建築物アスベスト対策事業補助金 | 建築物でアスベストによる健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、建物のアスベスト含有調査及びアスベスト除去等を行う経費を補助します。 | ① 所有又は管理する建築物の吹付け建材について、アスベスト含有の有無に係る調査を行う場合 ② 建築物内の吹付けアスベストの除去を行う場合 | ①分析機関に支払う費用(消費税を除く) 【上限額】25万円/1棟 ②アスベスト除去等費用(消費税を除く)の2/3以内 【上限額】200万円/1棟 | 建築住宅課 0577-73-0153 |
| 112 | ブロック塀等撤去補助制度 | 地震災害におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止し、安全なまちづくりを推進するため、「道路に面して設置されたブロック塀等」の撤去を行う所有者に対して補助金を交付します | 次の要件を満たす方 ① 補助を受けようとする方及び同居の親族が飛騨市内に住民登録し、市税等を滞納していない方 ② ブロック塀等が市内に在し、所有者が実施する事業であること ③ 道路面から高さ60センチメートルを超えるブロック塀等であること ④ 市内業者の施工によるもの ⑤ 接している道路または通路が、申請時点で通学路に指定されていること | 【補助額】 ブロック塀の撤去に係る費用の1/2以内の額 (上限30万円) | 建築住宅課 0577-73-0153 |
| 113 | 景観形成地区建築物等助成制度 | 歴史と自然に育まれた飛騨市らしく良好で落ちつきがある都市景観を保全することにより魅力的なまちづくりを推進し、もって後世に残し伝えて行くため補助金を交付します。 | ① 古川町歴史的景観地区、神岡町自然景観融和地区の2地区の中で、景観建築物の新築または、改修等を実施される方 ② 都市景観審議会において審査を経たもの | 【補助額】 整備経費の1/4以内 【上限額】 建物40万円 外構10万円 広告物25,000円 | 建築住宅課 0577-73-0153 |
| 114 | 水洗便所等改造資金融資あっせん助成制度 | 排水設備工事や水洗便所改造工事を行う方に対し、融資あっせん及び利子補給を行い、水環境の改善や公衆衛生の向上を図ります。 | 次の要件を満たす方 ① 処理区域内にある建築物の所有者 ② 市税、下水道受益者負担金等を滞納していないこと ③ 処理区域となって3年以上以内に改造工事を行う方 ④ 融資を受けた資金の償還能力がある方 ⑤ 市内に居住する連帯保証人(1人以上)を選出 | 融資あっせんは200万円以内 (R6年の利率：年3.20%) 利子補給は融資を受けた利子の1/2 | 水道課 0577-73-7484 |
| 115 | 合併処理浄化槽設置整備事業補助金 | 生活排水による河川の水質汚濁を防止し、環境の保全を図るため、対象地域内の居住用住宅で50人槽以下の合併処理浄化槽を設置される方に対し、補助金を交付します。 | 下水道集合処理区域外に居住し、次のいずれかに該当する方 ① 現在汲み取り式か単独処理浄化槽をご使用で、新たに合併処理浄化槽を設置する方。 ② 家屋を新築または増築する際に合併処理浄化槽を設置する方。 ※ただし既に合併処理浄化槽が設置された家屋の建替えや増築時の入替え、下水道集合処理区域内から転居したなどは対象外 | ①合併浄化槽の設置に要する費用 【上限額】5人槽以下 39万円 6～7人槽 47.4万円 8～50人槽以下 66万円 ②合併浄化槽への転換に要する費用 【上限額】単独浄化槽撤去費用 12万円 汲み取り便所撤去費用 90,000円 宅内配管工事費用 30万円 | 水道課 0577-73-7484 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|-------------------|--|--|---|-------------------------|
| 116 | 高齢者等屋根融雪等整備事業補助金 | 65 歳以上の高齢者世帯や障害を持つ方の世帯において、自宅家屋の屋根を融雪式や落雪式等の屋根に改修し、雪下ろしの心配をなくそうとする方に対し、その工事費の一部を助成します。 | 自宅の屋根を融雪式・落雪式・高床式・耐雪式の屋根に改修を行う次のいずれかに該当する世帯 ・満 65 歳以上の世帯 ・世帯主又は生計中心者が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた世帯 ・世帯主又は生計中心者が要介護状態区分 3 以上に認定された世帯 ・18 歳未満を現に扶養している母子世帯 | 【助成額】 対象経費の 1/2 の額 【上限額】 生計中心者の前年所得税額に応じて 所得税非課税 50 万円 1.5 万円以下 40 万円 7 万円以下 30 万円 7 万円超え 20 万円 | 地域包括ケア課 0577-73-6233 |
| 117 | 勤労者住宅資金融資制度 | 市内に居住、または居住しようとする勤労者に対し、住宅資金(住宅新築、購入、増改築、及び住宅建設のための土地購入費)を融資することにより、住環境の改善ならびに定住促進を図ります。 | 次の要件を全て満たす方 ① 市内に居住、または居住しようとする勤労者で、同一事業所に 1 年以上継続勤務している方 ② 前年収入が 150 万円以上 400 万円以下で自営業者でない方 | 【融資限度額】 2,000 万円以内 【融資限度額・償還期間】 ①有担保(2,000 万円以内) 35 年以内 ②無担保(500 万円以内) 20 年以内 【利率等】 ・東海ろうきんの店舗表示金利より 0.1%引き下げ ・保証料は東海ろうきんが全額負担 | 商工課 0577-62-8901 |
| 118 | 空家除却補助金(空家の取壊し補助) | 利活用の見込みがない不要な空家(※1)を解体して敷地一帯を更地にする工事費用(※2)の一部を助成します。 (※1) 市内にあり、おおむね 1 年以上居住の用に供されていない又は使用していない空家(住宅、事務所、小屋、倉庫等) 過去 4 年以内に相続以外の所有権の移転(行政区等を除く)が行われていない空家 (※2) 空家の解体工事費および解体に伴う廃材処分費(空家内部の家財道具や敷地内の動産等の処分、敷地の補強・造成、他の建物の補修等は対象外) | ① 所有者等(法人は除く) 空家の所有者もしくは法定相続人またはこれらの者から委任を受けた方 ② 行政区等 空家を所有する行政区(自治会含む)等または(1)の所有者等から委任を受けた行政区等 ※左記以外にも要件があり、補助要件等確認のため、申請前に事前相談が必要です。まずは建築住宅課までご相談ください。 事前相談期間 4 月 1 日～5 月 29 日(金)まで ※過去に当補助金を利用された方は申請できません。 ※昨年度より事前相談機関が早まりました。ご注意ください。 | 【補助率・補助金額】 ① 所有者等 ・対象空家：一般空家、特定空家 対象事業費の 1/2 上限額 100 万円 ② 行政区等 ・対象空家：一般空家 対象事業費の 1/2 上限額 100 万円 ・対象空家：特定空家(委任を受け除却) 対象事業費の 1/2 上限額 200 万円 ・対象空家：特定空家(取得し除却) 対象事業費の 2/3 上限額 200 万円 | 建築住宅課 0577-73-0153 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|---------------------|---|---|--|-------------------------|
| 119 | 空き家等賃貸住宅 改修事業補助金 | 市内における空き家等の流動化を促進し、定住促進、地域活性化等を図るために、空き家所有者等が、当該空き家等を改修工事して賃貸住宅にする経費及び、移住者と賃貸契約が成立した物件を入居予定の当該移住者の希望に応じて住宅改修する経費を補助します。 | <p>次の要件を満たす方</p> <p>【空き家等改修補助金】</p> <p>① 空き家等の所有者等で、当該空き家等を賃貸住宅として活用するために改修工事を行う方（個人から空き家等を購入して賃貸を行う、市内の宅地建物取引業者を含む。）</p> <p>② 補助を受けた日から引き続き10年以上、飛騨市空き家等情報提供サイト「飛騨市住むとこネット」に賃貸物件として登録する意がある方</p> <p>③ 補助を受けた日から10年間は、転売又は2親等以内の親族に賃貸しない方</p> <p>④ 市税等を滞納していない方</p> <p>⑤ 暴力団の構成員及び暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない方</p> <p>⑥ 飛騨市の改修補助金の交付を受けていない方</p> <p>⑦ 申請年度内に契約、完了する工事</p> <p>⑧ 10万円以上(税込)の工事</p> <p>⑨ 市内の事業者等と契約する工事</p> <p>【移住者賃貸住宅改修補助金】</p> <p>① 移住者と賃貸借契約を締結した飛騨市住むとこネットに登録された住宅を、当該移住者の要望に応じて入居開始前に改修工事を行う当該住宅の所有者等</p> <p>② 補助を受けた日から引き続き10年以上、当該移住者に当該住宅を居住用に賃貸する意がある方</p> <p>※当該移住者のやむを得ない事情により、10年以内に賃貸借契約を解除した場合は、10年に満たない残りの期間を移住者限定の貸与物件として飛騨市住むとこネットに登録すること。</p> <p>加えて、空き家等改修補助金の要件③～⑨を満たす方 ※補助金額が200万円以下の場合、上記「10年」を「5年」と読み替える</p> | <p>【補助額】 対象事業費の1/2以内</p> <p>【上限額】 250万円</p> <p>※補助要件等確認のため、申請前に事前相談が必要となります。まずはふるさと応援課までご相談ください。</p> <p>第1回事前相談期間：4月30日(木)まで</p> <p>※第2回目の事前相談は、令和8年6月頃を予定しています。</p> | ふるさと応援課 0577-62-8904 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|-------------|---|---|--|-------------------------|
| 120 | 結婚新生活支援補助金 | 市民が安心して結婚や子育てできる環境を整備するとともに、結婚を契機とした移住定住促進の強化を図るため、結婚に伴う住居費や引越し費用、住宅リフォーム費用等を補助します。 | <p>次の要件全てを満たす世帯</p> <p>① 令和8年1月1日～令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された世帯</p> <p>② 夫婦の所得の合計が500万円未満の世帯</p> <p>③ 婚姻日において夫婦のいずれかの年齢が39歳以下であること</p> <p>④ 夫婦の双方が過去にこの補助（他自治体の同種の補助を含む。）を受けたことがない世帯</p> <p>⑤ 結婚を機に居住する住宅が市内にあり、補助金の申請時において、夫婦の一方又は双方が当該住宅に居住し、住民登録していること。</p> <p>⑥ 引き続き5年以上飛騨市内に定住する意思を有する世帯であること。</p> <p>⑦ 補助金申請前に夫婦の双方が対象講座のいずれかを受講していること。</p> <p>■対象講座</p> <p>ア ライフデザイン支援講座の受講</p> <p>イ プレコンセプションケアに関する講座の受講</p> <p>ウ 医療機関等への妊娠・出産に関する相談</p> <p>エ 共家事・子育て講座の受講</p> <p>※上記対象講座のうち、いずれかを受講 詳しくは担当課へご相談ください</p> | <p>令和8年4月1日～令和9年3月5日 （申請期日）までに支払われた費用で以下のもの</p> <p>①住宅を取得する費用</p> <p>②賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料</p> <p>③引越し業者又は運送業者へ支払った実費</p> <p>④住宅リフォーム費用</p> <p>※①と②はいずれかの費用</p> <p>■上限額</p> <p>夫婦ともに29歳以下の世帯は、①又は②と③、④の費用を合わせ、1世帯あたり60万円。上記以外の世帯の場合は30万円</p> | ふるさと応援課 0577-62-8904 |
| 121 | 家財道具処分費等補助金 | 飛騨市空き家バンクに登録して入居者募集を行うおうとする空き家の所有者に対し、家財道具の処分費用の一部を助成します。 | 空き家の所有者で3年を超える期間空き家バンクへ登録する見込みのある方（同一申請者・同一物件に対し1回限り） | <p>① ごみの処分</p> <p>② 家財の移設</p> <p>③ 敷地内の樹木伐採、草刈等</p> <p>④ 相続登記費用のうち、登録免許税に要する経費</p> <p>【補助額】</p> <p>①～③ 対象事業費の1/2（上限額10万円）</p> <p>④ 対象事業費の1/10（上限額20,000円）</p> | ふるさと応援課 0577-62-8904 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|--------------------|--|---|---|---------------------|
| 122 | 省エネ家電製品 買替補助金 | 家庭での電力消費量が多い家電製品（エアコン、冷凍・冷蔵庫、照明器具）について、省エネ家電への買い替えに対し費用の一部を補助します。 | <p>【補助対象】 市民（1世帯1回限り。R4年度以降にこの補助金の交付を受けた世帯の方は対象外）</p> <p>【対象製品】 一定の省エネ性能を有するエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、照明器具</p> <p>【補助要件】 ・市内店舗で購入すること ・新品の補助対象製品の購入であること（リース、中古は不可） ・（買い替え）同種の製品への買い替えであること</p> | <p>【補助額】 補助対象製品の購入金額(30,000円以上)の1/4以内（上限50,000円）</p> | 環境課 0577-73-7482 |
| 123 | 次世代電気自動車 購入助成金 | 市内における主要な交通手段である自家用自動車に由来する温室効果ガスを削減するとともに災害時のレジリエンス強化を図るため、次世代自動車の購入に対し、国制度に上乘せして市独自の助成金を交付することで、 <u>環境に配慮した次世代自動車</u> の市民等への普及促進を図ります。 | <p>【助成対象】 ・市民及び市内に事業所のある事業者</p> <p>【助成要件】 ・国の補助制度（CEV補助金）の補助対象となる電気自動車の新車購入であること。ただし、外部給電機能付きの車種に限る。 ・<u>プラグインハイブリット車を補助対象に追加。</u> ・災害時に可能な範囲での給電活動への協力ができること。 ・市内における温室効果ガス排出の抑制に努めること。 ・リース、中古車は対象になりません。 ・ハイブリット車は対象になりません。</p> | <p>【助成額】 （電気自動車）1台当たり 定額 20万円 <u>（プラグインハイブリット車）1台当たり 定額 10万円</u></p> | 環境課 0577-73-7482 |
| 124 | 太陽光発電設備等 設置費補助金 | 市内の再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、個人住宅への太陽光発電設備等の設置を補助します。 | <p>【補助対象者】 市内の自ら所有し居住する住宅に太陽光発電設備等を設置される方 ・FIT制度、FIP制度により売電をする方は対象となりません ・自己託送をする方は対象となりません ・国や県から他の補助金等を受けて設備を設置する方は対象となりません ・発電した電力の30%以上を自家消費する必要があります</p> <p>【補助対象設備】 ①太陽光発電設備 ②蓄電池（<u>①の既存の太陽光発電設備の付帯設備であれば、蓄電池単体でも補助対象となります。</u>）</p> | <p>【補助金額等】 ① 太陽光発電設備（上限額35万円） ・70,000円/kW（上限5kW相当分） ② 蓄電池（上限額25.8万円） ・蓄電池価格（工事費込み・税抜き）の1/3の額（上限5kWh相当分） ・蓄電池は15万5千円/kWh（工事費込み・税抜き）以下のものに限る ※補助金額の算出方法の詳細については担当課までお問い合わせください。</p> | 環境課 0577-73-7482 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|--------|--|---|--|---|--|
| 125 | 新規 オストメイト用自宅 トイレ便座改修事 業補助金 | 消化管や膀胱などに障がいがあり、ストーマ装具を 造設している方(オストメイト)が自宅トイレの便座 改修を行う際にその費用を助成します。 | 【補助対象者】 膀胱又は直腸機能に障がいがありストーマを造設している者 | 【補助額】 改修費用の2/3。(上限10万円) ※開口部分が広くなるよう便座を取付・改修する費用に 限ります。 | 総合福祉課 0577-73-7383 |
| 126 | 家庭用生ごみ処理 機等購入補助金 | 家庭から排出される生ごみの堆肥化と減量化を 推進するため、生ごみ堆肥化容器または生ごみ処 理機購入の一部を助成します。 | 【補助対象】 ・市民(1世帯1回限り) 【対象製品】 ・生ごみ堆肥化容器 ・生ごみ処理機 【補助要件】 ・市内店舗で購入すること ・自己が居住する住宅または敷地内に設置すること ・中古品及び転売品でないこと | 【補助額】 補助対象製品の購入金額の1/2 ・生ごみ堆肥化容器(上限2,500円) ・生ごみ処理機(上限40,000円) | 環境課 0577-73-7482 |
| 再 掲 | いきいき住宅改善 事業補助金 | 要介護高齢者等又は重度身体障がい者と同居 する世帯に対し、住宅改善の資金を助成します。 在宅での自立生活の促進や家族の負担軽減、 居住環境の向上を図ります。 | 当該世帯の生計中心者における前年度所得税課税年額が7万円 以下で、次のいずれかに該当する方 ・65歳以上の在宅要介護高齢者(障害高齢者の日常生活自立度 (寝たきり度)判定基準のランクA、ランクB若しくはランクCに該当す る方) ・認知症高齢者の日常生活自立度判定基準のランクⅡa以上に該当 する方(ただし、65歳未満は初老期認知症該当の方) ・6歳以上の身体障害者手帳所持者で、下肢、体幹若しくは視覚に1 級又は2級の障害を有する方 | 【上限額】75万円 (介護保険給付分を含む) (重度障がい者日常生活用具給付分を含む) | 地域包括ケア課 0577-73-7469 総合福祉課 0577-73-7483 |

6. 移住者支援

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|----------------|--|---|--|-------------------------|
| 127 | 移住促進補助金 | 市への移住定住を促進し、移住された方がスムーズに安心して飛騨市での生活に慣れていただくことを目的に、移住検討者来訪時の交通費補助、宿泊費補助、移住者への移住奨励金、引越し費用補助、子どもの転園・転校にかかる学用品等購入補助、ペーパードライバー講習費補助、除雪用具等の購入、県内企業への就職に伴う交通費や移転費に対して補助します。 | 次のいずれかに該当する方（補助内容によって異なります。） ① 移住検討者 飛騨市への移住を検討するために飛騨市を来訪し、飛騨市移住コンシェルジュの案内を依頼した方又は飛騨市住むとこネット登録事業者の案内による空き家等の見学を行った方 ② 移住者(市内に2親等以内の親族がいない方) 飛騨市に転入した方で、転勤、医療施設又は福祉施設への入所等による一時的な移住ではなく、引き続き市内に定住する意思を有する方 (除雪用具等購入費補助は、豪雪地帯・特別豪雪地帯以外の地域からの移住者のみが対象) ③ 学生 大学等の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに、原則4年以上在学し当該大学を卒業する見込みがあり、かつ東京圏内（条件不利地域を除く）に継続的に在住している方で、就職に伴い飛騨市へ移住される方。 | ①移住検討者交通費補助（1世帯2回まで） 現住所地によって3,000円～10,000円の定額補助。 ②移住検討宿泊費補助 移住体験を目的とした市内の対象施設での宿泊費用の1/2以内、1回あたり上限3万円。1世帯2回まで ③移住奨励品 飛騨市に転入してから1年経過後に、単身世帯の場合は10万円、2名以上の世帯の場合は15万円の地域電子通貨「さるぼコイン」又は古川町商品券若しくは神岡商店会連合会商品券を支給 ※ 申請期間は転入して1年経過後から ④引越し費用補助 引越しにかかった費用の1/2以内上限50,000円 ⑤転入準備品支援事業補助 学用品等購入にかかった費用に対して、保育園上限10,000円、小学校上限20,000円、中学校上限60,000円 ⑥ペーパードライバー講習費補助 自動車学校でのペーパードライバー講習費用の全額を1人につき2回まで補助 ⑦除雪用具購入費補助 除雪用具購入費用の1/2以内上限10,000円 ⑧スタッドレスタイヤ購入費用 補助移住者が使用する車両用に初めて購入するスタッドレスタイヤ購入費用の1/2以内上限30,000円 ⑨地方就職学生支援事業補助 ・ 県内企業への就業を目的とした採用活動に参加するための往復交通費の全額（上限11,000円） ・ 県内企業への就業に伴い飛騨市へ移住するために要した移転費（上限81,500円） | ふるさと応援課 0577-62-8904 |
| | | 市へのUターンを促進し、久しぶりの飛騨市での生活に慣れていただくことを目的に、Uターン奨励品を贈呈します。 | ④ Uターン者 飛騨市に居住する直前4年以上飛騨市以外の地域に居住し、転勤医療施設又は福祉施設への入所等による一時的なUターンではなく、引き続き市内に定住する意思を有する方。 | ⑩Uターン奨励品 飛騨市に居住してから1年経過後に、単身世帯、2名以上の世帯問わず10万円の地域電子通貨「さるぼコイン」又は古川町商品券若しくは神岡商店会連合会商品券を支給 ※ 申請期間は居住開始後1年経過後から | |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|---------|--|---|--|-------------------------|
| 128 | 移住支援金 | 清流の国ぎふ創生総合戦略及び飛騨市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足解消を目的として、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）から移住した方で、支給要件を満たす方に移住支援金を交付します。 | <p>次の要件全てを満たす世帯</p> <p>① 移住前 10 年間のうち通算 5 年以上、東京圏のうち条件不利地域（過疎地域等）以外に在住し、東京 23 区内に通勤していた方</p> <p>② 申請後 5 年以上、継続して市内に居住する意思を有している方</p> <p>③ 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）いずれかの要件に該当する方</p> <p>（ア）以下の要件を全て満たす就職をした方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務地が東京圏以外または東京圏内の条件不利地域に所在すること。 ・就業先が、岐阜県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。 ・就業先が、申請者の 3 親等以内の親族が経営を担う職務を務めている法人等でないこと。 ・申請時において連続して 3 ヶ月以上在職していること。 ・申請後 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。 ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること等。 <p>（イ）岐阜県プロフェッショナル人材確保事業又は先導的人材マッチング事業を利用した方 等</p> <p>（ウ）所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思によりテレワーク移住した方 等</p> <p>（エ）以下の支給対象者の要件を全て満たし、かつ地域の担い手の確保の要件のいずれかに該当する方</p> <p><支給対象者の要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の法人等に就業又は市内で起業する方 ・法人、団体又は個人から、地域との関わりを有するとして推薦された方 ・岐阜県又は市が実施する移住定住施策への協力の意思のある方 ・移住 5 年目までの各年、現況等に関するレポート提出を行う意思のある方 <p><地域の担い手の確保の要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業、林業、漁業に就業又は起業する方 ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意思がある方 <p>申請日以前 1 年以内に、岐阜県の起業支援金の交付を受けて市内起業した方※転入後 1 年以内の申請が必要です。</p> | <p>【交付額】</p> <p>世帯の場合は 100 万円 単身の場合は 60 万円</p> <p>※18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、世帯につき 30 万円を加算</p> <p>※ただし、テレワークでの移住は、世帯の場合は 50 万円、単身の場合は 30 万円。18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、世帯につき 30 万円を加算</p> | ふるさと応援課 0577-62-8904 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|-----------------|---|---|--|-------------------------|
| 再掲 | 空き家等賃貸住宅改修事業補助金 | 市内における空き家等の流動化を促進し、定住促進、地域活性化等を図るために、空き家所有者等が、当該空き家等を改修工事して賃貸住宅にする経費及び、移住者と賃貸契約が成立した物件を入居予定の当該移住者の希望に応じて住宅改修する経費を補助します。 | <p>次の要件を満たす方</p> <p>【空き家等改修補助金】</p> <p>① 空き家等の所有者等で、当該空き家等を賃貸住宅として活用するために改修工事を行う方（個人から空き家等を購入して賃貸を行う、市内の宅地建物取引業者を含む。）</p> <p>② 補助を受けた日から引き続き10年以上、飛騨市空き家等情報提供サイト「飛騨市住むとこネット」に賃貸物件として登録する意思がある方</p> <p>③ 補助を受けた日から10年間は、転売又は2親等以内の親族に賃貸しない方</p> <p>④ 市税等を滞納していない方</p> <p>⑤ 暴力団の構成員及び暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない方</p> <p>⑥ 飛騨市の改修補助金の交付を受けていない方</p> <p>⑦ 申請年度内に契約、完了する工事</p> <p>⑧ 10万円以上(税込)の工事</p> <p>⑨ 市内の事業者等と契約する工事</p> <p>【移住者賃貸住宅改修補助金】</p> <p>① 移住者と賃貸借契約を締結した飛騨市住むとこネットに登録された住宅を、当該移住者の要望に応じて入居開始前に改修工事を行う当該住宅の所有者等</p> <p>② 補助を受けた日から引き続き10年以上、当該移住者に当該住宅を居住用に賃貸する意思がある方</p> <p>※当該移住者のやむを得ない事情により、10年以内に賃貸借契約を解除した場合は、10年に満たない残りの期間を移住者限定の貸与物件として飛騨市住むとこネットに登録すること。</p> <p>加えて、空き家等改修補助金の要件③～⑨を満たす方 ※補助金額が200万円以下の場合、上記「10年」を「5年」と読み替える</p> | <p>【補助額】 対象事業費の1/2以内</p> <p>【上限額】 250万円</p> <p>※補助要件等確認のため、申請前に事前相談が必要となります。まずはふるさと応援課までご相談ください。 第1回事前相談期間：4月30日(木)まで ※第2回目の事前相談は、令和8年6月頃を予定しています。</p> | ふるさと応援課 0577-62-8904 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|-------------------|---|---|--|---------------------------------|
| 再掲 | 結婚新生活支援補助金 | 市民が安心して結婚や子育てできる環境を整備するとともに、結婚を契機とした移住定住促進の強化を図るため、結婚に伴う住居費や引越し費用、住宅リフォーム費用等を補助します。 | <p>次の要件全てを満たす世帯</p> <p>① 令和8年1月1日～令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された世帯</p> <p>② 夫婦の所得の合計が500万円未満の世帯</p> <p>③ 婚姻日において夫婦のいずれかの年齢が39歳以下であること</p> <p>④ 夫婦の双方が過去にこの補助（他自治体の同種の補助を含む。）を受けたことがない世帯</p> <p>⑤ 結婚を機に居住する住宅が市内にあり、補助金の申請時において、夫婦の一方又は双方が当該住宅に居住し、住民登録していること。</p> <p>⑥ 引き続き5年以上飛騨市内に定住する意思を有する世帯であること。</p> <p>⑦ 補助金申請前に夫婦の双方が対象講座のいずれかを受講していること。</p> <p>■対象講座</p> <p>ア ライフデザイン支援講座の受講</p> <p>イ プレコンセプションケアに関する講座の受講</p> <p>ウ 医療機関等への妊娠・出産に関する相談</p> <p>エ 共家事・子育て講座の受講</p> <p>※上記対象講座のうち、いずれかを受講 詳しくは担当課へご相談ください</p> | <p>令和8年4月1日～令和9年3月5日 （申請期日）までに支払われた費用で以下のもの</p> <p>①住宅を取得する費用</p> <p>②賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料</p> <p>③引越し業者又は運送業者へ支払った実費</p> <p>④住宅リフォーム費用</p> <p>※①と②はいずれかの費用</p> <p>■上限額</p> <p>夫婦ともに29歳以下の世帯は、①又は②と③、④の費用を合わせ、1世帯あたり60万円。上記以外の世帯の場合は30万円</p> | <p>ふるさと応援課 0577-62-8904</p> |
| 再掲 | 就職奨励金 | 市内企業における雇用の確保を図る目的で市内の事業所に就職(学卒・U I ターン就職者)された方に対し、奨励金を交付します。 | <p>市内事業所に3年以上常用労働者として勤務し、引き続き本市民である意思を持ち、以下のいずれかに該当する方</p> <p>① 学卒者等就職者…中学校、高等学校、大学、各種学校及び職業訓練所を卒業又は中退後、3年以内に飛騨市民として就職した方</p> <p>② U I ターン就職者…本市に転入する前に市外事業所で常用労働者として1年以上雇用されており、市内事業所に就職してから3年経過し、就職時の年齢が満45歳以下の方</p> | <p>【奨励金】70,000円</p> | <p>商工課 0577-62-8901</p> |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|--|--|--|---|-------------------------|
| 再掲 | 拡充 住宅新築・購入 支援助成金 | 市内での定住を促すとともに、脱炭素対策の推進を図るために、市内に住宅を新築又は購入される方に助成金を交付します。 | 飛騨市内に定住する目的で住宅を取得する方 （契約を締結し取得の手続きを終えた住宅が対象） 但し、事業期間は R8.4.1 から R9.3.31 まで ・令和 8 年度申請する場合、対象住宅は令和 10 年 3 月末までに交付決定できる住宅に限ります。 ・令和 5 年 7 月 1 日以降に建築確認済証が交付された場合又は建築工事届が受理された場合は、断熱等性能等級 4 以上かつ一次エネルギー消費量等級 4 以上の性能を有する住宅が対象となります。（令和 5 年 6 月 30 日までに建築確認済証が交付または建築工事届が受理された住宅は、省エネ基準は対象としません。） ・令和 8 年 4 月 1 日以降に契約を締結し、ZEH 水準に適合する住宅を新築した場合および市内の設計事業者が ZEH 水準住宅を設計した場合に、それぞれ 20 万円を助成します。 | 次に示す基本額・加算額のうち、対象者が該当する金額を合計した額（最大 230 万円 新築又は購入価格が上限） ■ 基本額（建売及び中古住宅の場合、土地購入費を含む） ①住宅取得額 1 千万円未満 10 万円 ②住宅取得額 1 千万円～2 千万円未満 20 万円 ③住宅取得額 2 千万円以上 30 万円 ■ 加算額 ①転入世帯 50 万円（単身赴任で転出している場合を除く） ②市内業者の新築施工 30 万円（建売住宅購入を含む） ③新築する住宅の土地が 2 区画以上の民間分譲住宅地の場合 上限 50 万円 ④ZEH 水準住宅を新築した場合 20 万円 ⑤市内設計事業者が ZEH 水準住宅を設計した場合 20 万円 ⑥移住世帯の住宅改修工事費の 1/3（上限額 150 万円） ⑦⑥の加算に該当しない場合の住宅改修工事費の 1/3（上限 60 万円） | 建築住宅課 0577-73-0153 |
| 129 | 移住者への米贈呈 事業(米 10 俵プロジェクト事業) | 地域に根付く互助の精神及び気質を市外に発信し、市外からの転入と定着の促進を図るため、移住し住宅を取得された方へ米 10 俵を贈呈します。 | 次のいずれにも該当する方 ① 転入してから 3 年以内に、住宅を取得した方 ② 「①」に該当になった日から 1 年を経過していない方 ③ 市内に 2 親等以内の親族がいない方 | 1 世帯 1 年度あたり 60kg の米を 10 年間贈呈 | ふるさと応援課 0577-62-8904 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|-----------------------------|--|---|--|-------------------------|
| 130 | 移住者住宅取得等 資金利子補給金 | 市外からの転入と市内での定住を促進するため、移住者が市内に住宅を新築、購入又は改修するために金融機関から融資を受けた際の利子の一部を補給します。 | 転入の日から前後3年以内に生活の本拠とする住宅を取得した移住者の方で、金融機関から住宅ローン（リフォームローン含む。）を借り入れて、当該住宅の取得、または転入の日から3年以内に当該住宅の改修工事を行った方。 ※移住者の定義…市内に2親等以内の親族がおらず、転勤、医療施設又は福祉施設への入所等による一時的な移住ではなく、引き続き5年以上市内に定住する意思を有して移住した方 | 【利子補給額】 1月から12月までに支払った住宅ローン（リフォームローン含む）の利子のうち、年利1パーセントに相当する額を36ヶ月間 ※ローンの支払いが発生する月までに申請が必要 詳しくは担当課へご相談ください | ふるさと応援課 0577-62-8904 |

7. 行政区等/防災・防犯等

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|---------------------------|--|---|--|-----------------------|
| 131 | 防災士育成事業補助金 | 地域防災力向上のために活動するほか、災害時に応急活動を行政と共に行うなど防災事業に貢献する防災士の資格を取得しようとする方に補助金を交付します。 | ① 防災士研修講座を受講し、防災士の資格を取得しようとする方 ② 資格取得後、防災士として飛騨市防災士会に入会し、市内の自主防災組織等で活動する意思のある方 ③ 資格を取得した旨の情報を市内の自主防災組織等に提供することに同意する方 ④ 資格取得に関し、他の助成制度を受けていない方 | 【補助額】①～③の合計額 ①講座の受講料 ②防災士資格取得試験受験料 ③防災士資格認証登録料 | 危機管理課 0577-62-8902 |
| 132 | 自主防災組織活動 支援補助金 | 自主防災組織の防災資機材整備促進を図るとともに、防災意識の高揚及び防災知識の普及をもって、災害による被害の防止及び軽減を図ります。 | 行政区または自主防災組織 ① 行政区または自主防災組織が防災資機材を購入する場合 ② 行政区または自主防災組織が防災訓練を実施する場合 ③ 行政区または自主防災組織が地区避難計画書を作成する場合 ※自主防災組織からの申請は、事前に「地区防災計画」の提出が要件となります。 | ①防災資機材を購入する経費の1/3以内 【限度額】15万円 ②防災訓練の実施に要する経費の1/2以内 【限度額】50,000円 ③地区避難計画書の作成に要する経費の1/2以内 【限度額】50,000円 ※それぞれ年1回限りとする | 危機管理課 0577-62-8902 |
| 133 | 防犯カメラ等 設置補助金 | 市全体の防犯力の強化及び犯罪発生時の早期解決を図ることを目的に、要件を満たした防犯カメラの設置費用の一部を補助します。 | 飛騨市に所在する次の団体 ① 区及び自治会 ② 企業 ③ 商店街等 | 【補助額】対象設置費用の1/3以内 ※1団体あたり3台以内とし、1台あたり20万円 年1回限りとする | 危機管理課 0577-62-8902 |
| 134 | 感震ブレーカー 設置補助金 | 地震による火災の過半数は電気が原因という事実を踏まえ、一般家庭を対象とした感震ブレーカー設置費用の一部を補助します。 | 市内の自ら所有し居住する住宅に感震ブレーカーを新たに設置される方 | 【補助額】対象設置費用の1/3以内 【限度額】50,000円 ※市内電気工事店による工事に限る | 危機管理課 0577-62-8902 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|---|---|---|--|---------------------|
| 135 | 拡充 防犯灯改修補助金 | 省エネ推進及び防犯灯維持管理費の軽減を目的に、行政区等が維持管理する既存の防犯灯をLEDに取り替える経費や、既にLED化された防犯灯の更新に関わる経費を補助します。 また、防犯灯の支柱の修繕または交換に加え、自然災害による故障に係る修理費の一部も補助します。 | 現在、維持管理している「20W蛍光灯」等の防犯灯のLED化や、LED灯からLED灯への更新をしようとする行政区又は町内会等で構成された団体(市内業者施工。新規防犯灯設置には適用不可。電球のみのLED化も対象外) | 【補助額】 1灯につき、取替費用の1/3 【上限額】 ①LEDからLEDの取り替え：7,000円/灯 ②LED以外からLEDの取り替え：7,000円/灯 ③ 支柱の修繕または交換：10,000円/灯 ④ 自然災害による故障に係る修理：10,000円/灯 ※③、④は補助率1/3以内とする。 【申請回数】 年1回 | 総務課 0577-73-7461 |
| 136 | 防犯灯設置補助金 | 市全体の防犯力の強化及び地域の安全安心の確保を図ることを目的とし、防犯灯を設置しようとする行政区等に対し設置経費を補助します。 | 当該補助金により設置する防犯灯を維持管理する行政区等に対して交付するものとする。ただし、補助対象となる防犯灯は、光束650ルーメン以上の性能を有するLED灯を用いたものとする。 | 【補助金額/灯】 次の補助金額の合計金額とする。 ①一律補助：事業費の20%/灯 ②世帯数割補助：事業費よりA及びBを減じた金額 A：一定負担額 10,000円/灯 B：世帯数負担 (事業費の1%×世帯数) /灯 【申請回数】 行政区等に対し、年1回限り | 総務課 0577-73-7461 |
| 137 | 自治会等活動 保険加入補助金 | 行政区や自治会等が催す諸活動を推進し地域コミュニティの振興を図ることを目的として、地域活動を住民が安心して行えるよう、行政区や自治会等が実施する地域活動に伴う、事故等の損害を対象に加入された保険料への補助支援を行います。 | 行政区 | 【補助額】 加入自治会等活動保険料の1/3 【上限額】 10万円 | 総務課 0577-73-7461 |
| 138 | 資源回収 事業奨励金 | 廃棄物のうち再生可能な資源の回収事業を実施している団体に対し奨励金を交付します。 | 子ども会、保護者会、PTA、行政区、その他ボランティア等の団体で、事前に届出のあった団体 | 【交付額】 ①・②の合計金額とする ①奨励金の対象品目(紙類、繊維類や金属類等)の回収重量(kg)に、原則6円乗じた額 ②資源回収1回につき、3,000円 | 環境課 0577-73-7482 |
| 139 | 水洗便所等改造 資金特別助成金 制度(集会施設) | 排水設備工事や水洗便所改造工事を行う行政区等に対し助成金を交付し、水環境の改善や公衆衛生の向上を図ります。 | 次の要件を満たす行政区等 ① 飛騨市行政区等設置条例に規定する行政区等が設置する集会所、広場等 ② 処理区域となって3年以内に改造工事を行う行政区等(新築に伴うものは除く) | 【補助率】対象工事費用の1/2 【限度額】40万円 | 水道課 0577-73-7484 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|--|--|--|--|-----------------------|
| 140 | 倒木・危険木処理 事業補助金 | 倒木による断水や停電、道路の通行止めなどの災害を防ぎ、市民の安全及び道路等の公益機能の確保と地域の里山景観を保全するため、危険木の伐採及び倒木の除去に関する費用の一部を補助します。 | <p>【対象者】 市内に倒木・危険木が所在する森林所有者または倒木や危険木等により被害を受ける可能性がある保全対象物の所有者</p> <p>【対象となる事業及び経費】</p> <p>① 危険木処理 現況山林における胸高直径 13 センチメートル以上の枯損木や斜立木のうち、家屋等への倒木被害の防止を目的として実施する伐採に係る経費</p> <p>② 予防伐採 現況山林における胸高直径 13 センチメートル以上の立木のうち、家屋等への将来的な倒木被害の予防を目的として実施する伐採に係る経費</p> <p>③ 倒木処理 現況山林における倒木のうち、事故や災害を誘引する可能性のある倒木の処理に係る経費</p> | <p>①対象経費の 50%以内 【上限額】100 万円</p> <p>②、③対象経費の 50%以内 【上限額】100 万円</p> | 林業振興課 0577-62-8905 |
| 141 | 飛騨市除雪 サポーター事業 ボランティア除雪燃 料費助成金 | 市と市民との協働による除雪体制づくりの推進を図るため、除雪活動団体等が行うボランティア除雪活動に要する燃料費相当分を助成金として交付します。 | <p>【対象者】 助成金の交付対象は、次の要件を全て満たす生活道等（市道・県道・国道他）を除雪機械で除雪を行う団体や個人等。</p> <p>① 歩道がある路線及び通学路指定されている路線又は通常除雪路線に指定されていない路線</p> <p>② 受益戸数が 1 戸以上ある路線かつ概ね 50m 以上の除雪が必要な路線（私道や民地内は対象となりません。）</p> | <p>【助成額】 除雪機械毎に、市の基準により算定した機械ごとの 1 時間当たりの燃料消費量に、稼働時間と当該月の市の燃料購入単価を乗じて算出した額</p> | 建設課 0577-73-3936 |
| 142 | 飛騨市除雪 サポーター事業 除雪機械等購入補 助金 | 市と市民との協働による除雪体制づくりの推進を図るため、除雪活動団体等が行うボランティア除雪活動への支援を目的に、除雪機械購入補助金を交付します。 | <p>【対象者】 「飛騨市ボランティア除雪燃料費助成金対象者」で、次の要件を全て満たす団体や個人等。</p> <p>① 除雪機械を市内に事業所又は代理店を有するものから購入する方</p> <p>② 市税等を滞納していない者であること。</p> <p>③ 過去 10 年間に当該補助金を受けたことがないこと。</p> <p>④ 除雪機械使用状況等の調査に協力できること。</p> | <p>【補助額】 除雪機械と除雪機械の購入に必要な経費の 3 分の 1 以内の額 【上限額】 10 万円</p> | 建設課 0577-73-3936 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|--|--|--|---------------------|------|---------------------------------|---------|----------------------|-----|---------------|------------|------------------------|----------|---------|------------|---------------------|------------|--------------------|-----|--------------------|--|--------------------------------|
| 143 | 拡充 飛騨市ロード・プレーヤーへの支援事業 | 市と市民との協働による市管理道や都市公園の維持管理の推進を図るため、自治会等が行うボランティア除草活動に対し、支援を行います。 | 【対象者】 3人以上で組織される団体（自治会、商工会、グループ等で、継続的に活動いただける地域の住民団体、企業及びその従業員の団体） | ①活動に使用する消耗品等の現品支給 ②草刈り機（ 自走式を含む ）や飛び石防止ネット、農薬散布機の無償貸与 ③ボランティア保険の加入に係る費用支援 ④大幅な省力化につながる除草用アタッチメント付き建設機械の借上料支援 | 建設課 0577-73-3936 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 144 | 集落有集会施設整備事業補助金 | 高齢者をはじめ、誰もが使いやすく利用できるような施設の強化と防災体制づくりのため、集落が保有する集会施設の新設や改修、駐車場や倉庫の整備等に補助金を交付します。 | 【対象施設】 各集落有施設で市が集会施設と認め、各集落で維持管理する施設 ※各区长・公民館長等に、毎年8月頃に翌年度の整備意向調査を行い、以下の配点基準で順位付けを行い予算の範囲内で補助する。（その年の財政状況により補助できない場合がある。） 配点基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">配点方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改修内容</td> <td>共生社会対応（トイレ洋式化、LED、冷暖房）設備の改修に高配点</td> </tr> <tr> <td>過去の補助回数</td> <td>過去に受けた補助回数の少ない団体に高配点</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>世帯数の少ない団体に高配点</td> </tr> <tr> <td>1世帯あたりの負担額</td> <td>工事費に対する世帯負担額の大きい団体に高配点</td> </tr> <tr> <td>避難所指定の有無</td> <td>指定有に高配点</td> </tr> <tr> <td>過去の補助見送り回数</td> <td>当該補助の見送り回数の多い団体に高配点</td> </tr> <tr> <td>過去の新築補助の有無</td> <td>合併以降に新築補助を受けた団体を減点</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>緊急性、特殊事情等に応じ加減点は減点</td> </tr> </tbody> </table> ※施工・調達先は市内事業者に限る。 ※置替えや既存設備等の単純な入替更新などの通常の維持管理の範囲と判断される修繕・更新は対象外。 | 項目 | 配点方針 | 改修内容 | 共生社会対応（トイレ洋式化、LED、冷暖房）設備の改修に高配点 | 過去の補助回数 | 過去に受けた補助回数の少ない団体に高配点 | 世帯数 | 世帯数の少ない団体に高配点 | 1世帯あたりの負担額 | 工事費に対する世帯負担額の大きい団体に高配点 | 避難所指定の有無 | 指定有に高配点 | 過去の補助見送り回数 | 当該補助の見送り回数の多い団体に高配点 | 過去の新築補助の有無 | 合併以降に新築補助を受けた団体を減点 | その他 | 緊急性、特殊事情等に応じ加減点は減点 | ①新築増築費用の1/3以内 【上限額】3,000万円 ②共生社会に対応する（トイレ洋式化、LED照明、冷暖房）設備の改修費用の1/2以内 【上限額】200万円 ③共生社会に対応する備品購入費用の1/2以内 【上限額】15万円 ④建物の屋根・外壁・内装修繕工事費用の1/3以内 【上限額】200万円 ⑤用地の購入費及び造成費用の1/3以内 【上限額】用地750万円／造成200万円 ⑥集会施設に付属する ・倉庫建物の新築・改修費用の1/3以内 【上限額】200万円 ・コンテナハウス等の購入設置費用の1/3以内 【上限額】15万円 ⑦解体費用の1/2以内 【上限額】150万円 ⑧空き家等物件の購入及び改修費用の1/3以内 【上限額】500万円 ⑨建物借り上げ費用の1/2以内 【上限額】30万円/年（最長5年） ⑩土地借り上げ費用の1/2以内 【上限額】10万円/年（最長5年） ※原則同一集会施設に対し、各1回限り | 教育委員会 生涯学習課 0577-73-7495 |
| 項目 | 配点方針 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 改修内容 | 共生社会対応（トイレ洋式化、LED、冷暖房）設備の改修に高配点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過去の補助回数 | 過去に受けた補助回数の少ない団体に高配点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 世帯数 | 世帯数の少ない団体に高配点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1世帯あたりの負担額 | 工事費に対する世帯負担額の大きい団体に高配点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難所指定の有無 | 指定有に高配点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過去の補助見送り回数 | 当該補助の見送り回数の多い団体に高配点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過去の新築補助の有無 | 合併以降に新築補助を受けた団体を減点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 緊急性、特殊事情等に応じ加減点は減点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|-------------------|--|---|-------------------------|---------------------|
| 145 | 地域助け隊 ごみ出しサポーター制度 | 可燃ごみや資源ごみをステーションまで運ぶことが困難な世帯のごみ出しを支援する個人・団体を「ごみ出しサポーター」として登録し、支援者に対する特典として1月あたりごみ袋1冊を提供し、地域の共助を促します。 | 指定ごみ袋や資源ごみを収集場まで持って行けない方のごみ出し支援活動を行う個人や団体 | 指定ごみ袋(1月あたり1冊、最大12冊)を配布 | 環境課 0577-73-7482 |

8. まちづくり活動等

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|------------------------|--|--|---|-------------------------|
| 146 | ふるさと納税活用まちの元気創出支援事業交付金 | 市の地域課題解決と新たな関係人口の創出及び地域活性化を図ることを目的として、市内で地域課題解決及び地域活性化、まちづくりの活動促進を目指した事業を新たに行おうとする事業者、団体を公募し、審査会で合格した事業プランを実施する事業者に対し、ふるさと納税の寄附金を財源とした交付金を交付します。 | <p>✓ソーシャルビジネス創出支援部門</p> <p>【対象者】 交付対象事業を実施しようとする国内に本社及び事業実施場所を有している法人及び個人事業者又は団体等。以下は対象外 ・認定申請の時点で、1年以上の事業実態がない法人等 ・宗教活動や政治活動を主たる目的とした法人等 ・規則第5条の2に該当する法人等</p> <p>【対象事業】 市内の既存の事業者との調和が図られており、市の地域課題解決及び地域活性化に資するソーシャルビジネス事業で、広く人々の共感を得ながら取り組むことができる、単年度の事業費が消費税を含め100万円以上の事業</p> <p>✓まちづくり創出支援部門</p> <p>【対象者】 交付対象事業を実施しようとする団体等。以下は対象外 ・活動拠点が市外の団体 ・構成員が3名未満の団体 ・宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体</p> <p>【対象事業】 まちの元気を創出する目的とする事業。以下は対象外。 ・専ら営利を目的とした事業 ・特定の団体又は個人の直接的な利益を目的とした事業 ・単年度事業費が100万円未満の事業</p> | <p>【補助額】 審査会で事業認定された額の範囲内で、ふるさと納税寄附金額から返礼品等の経費を差し引いた全額を交付（上限あり）</p> <p>■スケジュール 4月～5月 事前相談 ※相談は随時受け付けています 6月 事業募集 7月 プロポーザル審査及び寄附金募集準備 8月～12月 ふるさと納税寄附募集 翌年4月以降 事業着手・交付金交付</p> <p>【ソーシャルビジネス創出支援部門】 最長連続する5年間を上限 単年度事業費2,000万円を上限</p> <p>【まちづくり創出支援部門】 最長連続する2年間を上限 単年度事業費500万円を上限</p> | ふるさと応援課 0577-62-8904 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|------------------|--|--|---|--------------------------|
| 147 | まちの元気応援事業助成金 | 市民等が主体となる地域づくりを推進するため、市内におけるまちの元気を創出する事業に要する経費の一部を補助します。 | <p>【対象者】</p> <p>次の要件全てを満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動拠点が市内の法人、団体、個人等 ・市税等を滞納していないこと ・宗教活動や政治活動を主たる目的とした法人、団体、個人等でないこと <p>【対象事業】</p> <p>① まちの元気支援部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり活動を目的とした事業 <p>② まちの未来応援部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに会員以外の者が3名以上、または、児童や生徒、学生が3名以上参加する、まちづくり活動を目的とした事業 <p>③ まちの未来応援部門（高校生）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛騨市内の高校に通う生徒が主体となり市内で自主的に行う事業 <p>①②③においては次のいずれにも該当しない事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専ら営利を目的とした事業 ・特定の団体及び個人の直接的な利益を目的とした事業 | <p>① まちの元気支援部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2カ年目までの新規事業または事業の拡充 対象経費の3分の2以内とし、上限 30 万円 ・3カ年目までの新規事業または事業の拡充 対象経費の3分の2以内とし、上限 20 万円 ・上記以外の継続事業 対象事業費の1/2 助成上限 10 万円 <p>② まちの未来応援部門</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象経費の3分の2以内とし、上限 20 万円 <p>③ まちの未来応援部門（高校生）</p> <ul style="list-style-type: none"> 象経費の10分の10以内とし、上限 50,000 円 | まちづくり観光課 0577-73-7463 |
| 148 | やさしいまちづくり応援事業助成金 | 子どもから高齢者まですべての市民があんきに暮らせる、やさしいまちづくりに対する活動を応援します。（弱い立場の方を支援する福祉事業） 市民自ら地域や生活の課題などについて考え、皆が支え合う地域社会の実現を目指すべく、地域福祉の推進や、福祉のまちづくりにおける課題解決の活動を行う団体を公募し、審査に合格した団体に対し活動費等の一部を助成します。 | <p>【対象団体】</p> <p>対象事業（活動）に取り組む市内各種団体（規約等が整備されている団体に限る）ただし、以下の団体等は対象外。</p> <p>（ア）構成員が3人未満の団体</p> <p>（イ）宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体</p> <p>（ウ）暴力団や暴力団員の統制下にある団体</p> <p>（エ）団体名の口座を所有していない団体</p> <p>【助成対象事業】</p> <p>福祉に関する事業（弱い立場の方を支援するための事業）</p> <p>（ア）ひとり親家庭を支援する事業</p> <p>（イ）障がい児者を支援する事業</p> <p>（ウ）高齢者を支援する事業</p> <p>（エ）地域福祉ボランティア活動事業</p> <p>（オ）その他、福祉分野における課題を解決するための事業</p> <p>（オ）に該当するその他助成事業として以下のような支援の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉分野活動における利用料助成事業 ・福祉分野活動の物品購入助成事業 | <p>【助成率】 10/10</p> <p>【上限額】 30 万円（予算の範囲内）</p> | 総合福祉課 0577-73-7483 |

| No. | 補助制度等名称 | 趣旨・目的 | 対象者等 | 補助等の金額 | 担当課 |
|-----|------------------------|---|--|---|----------------------------------|
| 149 | スポーツ振興事業補助金 | スポーツ大会やレクリエーション等のイベント開催を通じて市民のスポーツ振興を図る事業に対して、その費用の一部を助成します。 | 市内で組織する各種団体で、幅広く参加者を募るなど公的又は公共的なスポーツ団体 | 【補助額】 保健体育振興活動に関する経費の 1/2 以内 (ただし、予算の範囲内) | 教育委員会 スポーツ振興課 0577-62-8030 |
| 150 | 飛騨市ダイバーシティ推進補助金 | 「いつまでもみんなが楽しく暮らせるまちづくり」を推進するため、市民団体や個人が市民のダイバーシティ意識醸成に資する市民活動を実施するとき、その経費の一部を補助します。 | 【対象者・対象団体】 以下のすべてを満たす個人または団体。 (1) 市内に住所を置く市民で構成された団体又は個人等であること (2) 市税等を滞納していないこと (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした法人、団体又は個人等ではないこと 【対象事業】 年齢や性別、国籍、障がいの有無、価値観など、様々な違いを相互に認め合う意識の醸成に資する事業であること。 また、次のいずれにも該当しない事業であること。 (1) 専ら営利を目的とした事業 (2) 特定の団体及び個人の直接的な利益を目的とした事業 (3) 宗教活動や政治活動に関連する事業 | 【補助率】 1/2 以内 【上限額】 15 万円 ※予算の範囲内の補助率・上限額とします。 | 総合政策課 0577-73-6558 |